

第二期京都市動物愛護行動計画の策定について

本市では、「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」の実現を目指し、平成21年4月に「京都市動物愛護行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定し、動物愛護に係る様々な取組を進めてまいりました。

この度、動物愛護管理法の改正（令和元年6月）など、動物愛護行政を取り巻く状況の変化、また、パブリックコメントや市会での御意見を参考とし、第二期行動計画を策定しますので、御報告いたします。

1 策定の背景

本市では、平成21年4月に行動計画（計画期間：平成21年度～平成30年度）を策定し、動物愛護施策を推進するとともに、平成26年には「京都動物愛護憲章」、平成27年には「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」の制定、「京都動物愛護センター」（以下、「動物愛護センター」という。）の開設など、先進的な取組を進めてきた。

令和元年6月に動物愛護管理法が改正され、これに伴い、令和2年4月に「施策を総合的に推進していくための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）が新たに国から示されたことから、この基本指針に即して、京都府では市域も対象とした京都府動物愛護推進計画の改定を予定しており、本市においても、これまでの取組の実績等を踏まえ、京都府の計画とも整合を図りながら第二期行動計画を策定する。

2 計画の概要

(1) 位置付け

動物愛護センターにおいて府市協働で取り組む事業や本市の地域特性を考慮し、市域において重点的に取り組むべき事業を推進していくにあたり、行動計画を策定し、実施主体である市民、事業者、関係団体、ボランティア、京都市が協働し、動物愛護事業の一層の推進を図っている。

(2) 計画理念の継承

「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」の実現に向けて、市民一人ひとりがそれぞれの立場から動物愛護のあり方について自ら考え、積極的に行動するために、動物愛護憲章をより多くの市民に啓発し、浸透させていくことが動物の愛護及び管理の考え方を社会的規範として定着させていくことにつながることから、第二期行動計画においても憲章の理念を計画の柱として継承していく。

(3) 新たな指標値の設定

府市協働で実施している動物愛護センターの運営に係る事項を指標項目とし、これまでの第一期行動計画での実績や令和2年4月に国から示された基本指針の趣旨を踏まえて、より高い指標値を設定する。

(指標一覧)

指標項目	令和12年度目標値	平成30年度実績
犬の引取数	6頭(60%減)	15頭
猫の引取数	15頭(60%減)	42頭
犬の返還・譲渡率	100%	62%
猫の返還・譲渡率	30%	19%
犬の殺処分数 (※)	① (収容数減の取組)	① 14頭
	② 0頭	② 0頭
	③ (収容数減の取組)	③ 12頭
猫の殺処分数 (※)	① (収容数減の取組)	① 108頭
	② 200頭(60%減)	② 488頭
	③ (収容数減の取組)	③ 134頭

【語句の定義】

- ・引 取 数：やむを得ない事情により飼えなくなった犬猫を飼い主から引き取った頭数
- ・返還・譲渡率： $(\text{返還数} + \text{譲渡数}) / \text{収容数} \times 100$
 返 還 数：街中で徘徊していたところを動物愛護センター、もしくは市民が保護し、同センターに収容した犬猫のうち、飼い主が判明し、元の飼い主へ返還した頭数
 譲 渡 数：動物愛護センターで引取り・保護した犬猫のうち新しい飼い主へ譲り渡した頭数
 収 容 数：動物愛護センターで引取り・保護した犬猫の頭数
- ・殺 処 分 数：動物愛護センターに収容(引取・保護等)された犬猫のうち、返還や譲渡ができず、やむなく、できるかぎり苦痛を与えずに致死させた犬猫の頭数(飼養管理中に死亡したものを含む。)
- (※) 基本指針にある殺処分の3分類
 - ① 譲渡することが適切ではない(治療の見込みがない病気や攻撃性がある等)
 - ② ①以外の処分(譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難)
 - ③ 引取後の死亡

(4) 計画期間

令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間とする。

計画期間は府計画と合わせることで、策定から5年後を目途に計画の見直しを行う。

(5) 指標達成に向けた具体的な取組(新規・強化事業を抜粋)

「京都動物愛護憲章」に掲げる5つの理念を行動計画の核とし、それぞれについて府市協働で、あるいは、地域特性を踏まえて本市独自で、しっかりと取り組んでいく。

(○府市協働, ●市単独)

I 動物のことを思いやりましょう。	
収容動物の返還, 譲渡の推進	○民間団体等と連携した譲渡事業の推進 ・ボランティア, 京都市獣医師会及び民間団体等と連携した動物愛護センターで保護される犬猫の譲渡に向けたPRの強化 ○「京都方式」による犬の譲渡の推進 ・外部の専門家の監修のもと, 職員がかみ癖などの問題行動がある犬に行動修正等を行う「京都方式」での譲渡適性の獲得 ・譲渡後相談会の開催などによる飼い主支援
II 動物のことを学びましょう。	
教育機関等との連携による動物愛護教育の実施	○動物愛護副読本を活用した子ども向け動物愛護教育の実施 ・教育現場の意見を反映した動物愛護副読本の改訂, その活用状況の把握 ○学校教育現場における出前講座の実施 ・動物愛護センターで保護される犬猫の現状を伝えるための小学校高学年や中学校生等に向けた教材の研究
III 動物との正しい関わりを考えましょう。	
所有者等のいない猫 (いわゆる野良猫) 対策の推進	●京都市まちなこ活動支援事業の推進 ・地域との合意形成に係る活動者への支援の充実を検討 ・避妊去勢手術強化期間の設定
多頭飼育崩壊対策	●社会福祉施策と連携した多頭飼育対策の実施 ・関係部署との連携強化 ・地域の介護関係者等への研修等による情報・課題の共有
IV 動物との絆を最後まで大切にしましょう。	
飼い主責任の徹底	○終生・適正飼養に関する啓発 ・リモートでも参加できるイベントの開催
独居高齢者対策	●社会福祉施策と連携した独居高齢者対策の実施 ・介護関係者等への情報提供等, 社会福祉関係部署との連携 ・独居高齢者がペットを終生飼養するに当たっての活用しやすい民間サービスの提供に係る枠組みの検討
V 人にも動物にも心地よいまちをつくりましょう。	
動物愛護ボランティア等との協働	○動物愛護センターボランティアスタッフとの協働 ・ボランティアスタッフとの協働による, 収容動物への給餌, イベントの企画・実践, 機関誌編集等の実施
動物愛護の情報発信及び協働の推進	○動物愛護に係る事業や取組の配信 (ホームページ, SNS等の活用) ・ホームページ, SNS等の活用, ボランティア等との協働による積極的な情報発信 ●京都市動物愛護事業推進基金の周知啓発 ・民間団体等への働きかけ等による寄附金への協力拡大

ペットに係る災害時の対策	●ペット同行避難に向けた避難所での受入体制の構築 ・避難所運営者によるペット受入場所等の検討への働きかけ ・避難所での適正飼養にあたっての飼い主責任や備えの啓発 ●災害時の放浪動物の保護や飼い主に対する飼育継続の支援 ・京都市獣医師会等と連携した放浪動物の保護、飼い主への支援体制の確保
動物取扱業者の監視指導	●動物取扱業者に対する監視指導と違反業者に対する厳正な措置等 ・ペットショップ等の立入調査による法令遵守の徹底 ・警察と連携した違反業者への厳正な対応

3 市民意見を反映させた主な内容 ※【 】内は、第二期行動計画（本冊）における記載箇所

- ・意見募集期間：令和3年1月4日(月)から令和3年2月5日(金)まで
- ・募集結果：意見者数 413人 意見数 1,379件

項 目	意 見 の 要 旨	計 画 へ の 反 映 内 容
民間団体等と連携した譲渡事業の推進	・ボランティアと連携して譲渡率を上げるべき。 ・京都市獣医師会も譲渡事業に協力すべき。	・ボランティア、京都市獣医師会、及び民間団体等と連携し、動物愛護センターに収容されている動物のPRを強化する。【P27】
京都市まちなこ活動支援事業の推進	・まちなこ活動の周知が必要。 ・まちなこ活動の登録手続きが大変。特に町内会の同意を緩和して欲しい。 ・手術頭数を増やすべき。	・まちなこ活動支援事業について、ホームページ等で事業の周知を図るとともに、野良猫で困っている地域にお住まいの方等に対して本事業を紹介し、登録地域の拡大に努める。 ・地域との合意形成に係る活動者への支援の充実を検討する。 ・より多くの頭数のまちなこを避妊去勢手術できるようにするため、強化期間を設ける。【P29】
社会福祉施策と連携した多頭飼育対策の実施	・率先して動物愛護と社会福祉の温度差を埋める様な、お互いを知る取組を実施して欲しい。 ・多頭飼育崩壊の通報先の周知が必要。	・環境省が策定する「社会福祉施策と連携した多頭飼育対策に関するガイドライン」を踏まえ、関係部署との連携を強化するとともに、地域の介護関係者等への研修の実施等により、多頭飼育対策についての情報や課題の共有を図る。【P29】
社会福祉施策と連携した独居高齢者対策の実施	・人のための福祉と、動物愛護を結びつけ諸問題の解決を期待する。 ・福祉関係職員に相談窓口等に係る研修をして欲しい。	・飼い主に向けて、一時預かり先等の確保を含め、終生飼養の周知を強化するとともに、介護関係者等への情報提供等、社会福祉関係部署との連携を図る。

	・研修会などを通じてケアマネに対してペット問題を知ってもらう機会を作る必要がある。 ・高齢者自身に万が一があってもペットが困らないよう、民間のサービスが充実して欲しい。 ・行政がサービス展開のきっかけを作って欲しい。	・独り暮らしの高齢者が、ペットを終生飼養するに当たって、どういう支援を必要としているかを把握するため、高齢者、介護関係者等に対するアンケートを行い、またその結果をペットホテルやペットシッター等の民間事業者等に情報提供し、ニーズに合った活用しやすいサービスが提供されるような枠組みを検討する。【P 3 1】
--	--	--

4 計画の周知方法

- (1) 令和3年3月下旬に広報発表を行います。
- (2) ホームページで公開するとともに、計画（概要版）の冊子は、4月上旬頃から市役所本庁舎、医療衛生センター・コーナー、京都動物愛護センター等で配布します。

京都市

動物愛護行動計画

みやこ

京・どうぶつ共生プラン

第二期 2021～2030

2021年(令和3年)3月 策定



きょう 京ちゃん
みやこ 都ちゃん
「京都動物愛護センター」マスコットキャラクター



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



京都市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

はじめに

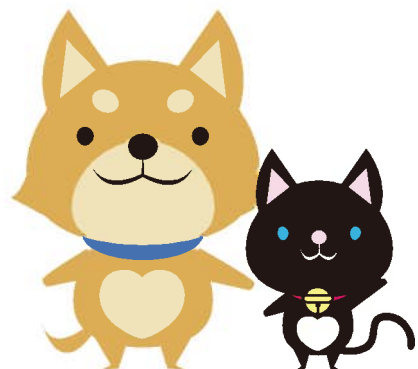
近年、少子高齢化、核家族化などの生活環境の変化が進むにつれ、犬や猫などに心の安らぎや癒しを求めて、ペットを飼う家庭が増えてきています。また、高齢者にとっては、心の支えや健康保持の面からも重要な役割を担っており、ペットは単なる愛玩動物としてだけでなく、家族の一員、あるいは人生のパートナーとして生活に欠かすことのできない存在にもなってきています。

しかし、その一方で、動物の遺棄や虐待などが社会的な問題となっており、また、飼い主の不適切な飼養による近隣住民とのトラブル、所有者のいない猫（野良猫）への無秩序な餌やりなど、人と動物との関わりが深くなるほど、問題が多様化し、複雑化しています。

本市では、平成21年度に京都市動物愛護行動計画を策定し、野良猫対策や収容動物の削減、譲渡事業の拡充など様々な取組を進めてきたところであり、平成26年には、京都府と協働で「京都動物愛護憲章」を制定、平成27年には「京都動物愛護センター」を設置するなど、先進的に取り組んできました。

この度、これまでの取組を検証するとともに、新たな課題にも対応していくために、第二期「京都市動物愛護行動計画」を策定します。

今後、市民、事業者、関係団体、ボランティア等と力を合わせて第二期計画を着実に実施していくことにより、「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」の実現を目指してまいります。



目 次

第1章 総論

第1節 計画策定の趣旨	01
1 本市の動物愛護行政の変遷	01
2 本計画の位置付け	02

第2章 本市における動物愛護管理の現状と課題

第1節 犬・猫に係る動物愛護及び管理に関する現状と課題	08
1 犬の飼養に関する現状と課題	08
2 犬・猫の終生飼養に関する現状と課題	10
3 犬・猫の苦情等に関する現状と課題	18
第2節 動物取扱業等に関する現状と課題	20
1 動物取扱業に関する現状と課題	20
2 特定動物に関する現状と課題	22

第3章 指標項目と指標値達成に向けた具体的な取組

第1節 指標項目と指標値について	24
1 引取数	24
2 返還・譲渡率	24
3 殺処分率	25
第2節 指標値達成に向けた具体的な取組	27
I 動物のことを思いやりましょう。	27
II 動物のことを学びましょう。	28
III 動物との正しい関わりを考えましょう。	29
IV 動物との絆を最後まで大切にしましょう。	30
V 人にも動物にも心地よいまちをつくりましょう。	32

第4章 計画の進行管理

第1節 それぞれの役割	34
1 市民の役割	34
2 動物取扱業者の役割	34
3 関係団体・ボランティア等の役割	34
4 市の役割	34
第2節 計画の進行管理・見直し	35

第1章 総論

第1節 計画策定の趣旨

1 本市の動物愛護行政の変遷

国	京都府	京都市
● 昭和25年8月 狂犬病予防法制定 ● 昭和48年9月 議員立法により「動物の保護及び管理に関する法律」制定 ● 平成11年12月(平成12年12月1日施行) 「動物の愛護及び管理に関する法律(以下、「動物愛護管理法」という。)」の改正(公布): 平成11年改正 (「動物の保護」から「動物の愛護」に名称変更、動物取扱業の規制、飼い主責任の徹底、虐待や遺棄に関わる罰則の適用動物の拡大、罰則の強化など大幅に改正) ● 平成17年6月(平成18年6月1日施行) 動物愛護管理法の改正(公布): 平成17年改正 (動物取扱業の規制強化、特定動物の飼育規制の一律化、実験動物への配慮、罰則強化など) ● 平成18年10月1日 「動物愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」(以下、「基本指針」という。)の公布 ● 平成24年9月(平成25年9月1日施行) 動物愛護管理法の改正(公布): 平成24年改正 (動物取扱業の適正化、終生飼養の明文化、罰則強化など) ● 令和元年6月19日(令和2年6月1日一部施行) 動物愛護管理法の改正(公布): 令和元年改正 (責務規定の明確化、第一種動物取扱業の適正化、罰則強化、特定動物の規制強化、マイクログリップ装着など) ● 令和2年4月1日 改正基本指針の公布	● 昭和46年10月 「動物の飼養管理に関する条例」制定 ● 平成12年12月 「動物の飼養管理と愛護に関する条例」に名称変更 ● 平成20年3月 「京都府動物愛護推進計画」(以下、「府計画」という。)策定 ● 平成26年12月12日 府市協働で「京都動物愛護憲章」制定 ● 平成27年1月 府計画改定 ● 平成27年5月 府市協働で「京都動物愛護センター」(以下、「動物愛護センター」という。)(南区上鳥羽)竣工 ● 令和3年3月 府計画改定	● 昭和25年8月 「犬抑留所」竣工 ● 昭和43年4月 「飼犬指導所」に名称変更 ● 昭和48年4月 「飼養動物管理指導所」に名称変更 ● 昭和54年10月 「家庭動物相談所」(南区上鳥羽)竣工 ● 平成21年4月 第一期「京都市動物愛護行動計画」(以下、「行動計画」という。)策定 ● 平成27年7月 「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」(以下、「マナー条例」という。)の一部施行 ● 平成28年3月 第一期行動計画改定 ● 令和3年3月 第二期行動計画策定

2 本計画の位置付け

(1) 基本的な視点

ア 国の動向

- 動物愛護管理法の改正（令和元年6月、飼い主の責務規定、動物取扱業者や特定動物の規制強化など）
- 動物愛護管理法改正に伴う基本指針の改正・公布（令和2年4月）

イ 京都府の動向、京都府との連携

- 基本指針に即した府計画の改定（令和3年3月）
- 京都動物愛護憲章の理念の下、動物愛護センターの府市運営による取組の一層の推進

ウ 市民の動物の愛護及び管理に関する意識の高揚

- 市民の動物愛護意識の高揚、適正飼養の推進、様々な市民参画型動物愛護事業の開催
- 動物飼養者や動物取扱業者等の意識の向上
- 地域での動物に関わる問題解決に向けた住民間での協力及び合意形成をサポート

エ 関係者間の共汗^{きょうあせ}関係の構築

- 関係機関、団体（獣医師会、業界団体など）と連携した取組の推進
- 市各部署等との情報共有と連携（社会福祉施策関係部署、警察等）
- 教育関係機関や動物園との連携（次代を担う子どもたちへの情操教育や全ての世代の人々への動物愛護精神の普及啓発）

オ 施策の実行を支える人材の育成・協働

- 動物愛護管理担当職員の動物飼養に関する専門的な知識の習得
- 動物愛護推進員・ボランティアとの動物愛護普及啓発に係る協働

カ 長期的視点からの総合的、体系的アプローチ

- 重点的、長期的な施策の実施
- 危機管理対策（災害時対策等）
- 動物虐待対策、体制整備

(2) 京都市の地域特性

ア 本市の市街地域には町屋等の昔ながらの家屋も多く、住宅も密集していることから、ペットの不適切な飼養による鳴き声や臭い又は無責任な給餌等に起因する野良猫のふん尿の被害等により、住民の間で感情的な対立が誘発されやすい環境と言えます。

イ 帰宅困難者対策や避難所の確保など災害対策においても、他の政令市と同様に大都市特有の課題を抱えており、ペット同行避難や飼い主の平常時からの備えなど、早急なペットの災害対策の体制構築や啓発が強く求められています。

ウ 京都府域においては、ペットショップ等の動物取扱業施設が、本市に集中しているため、動物取扱業者に対する飼養管理についての監視指導の強化を図ることはもとより、適正飼養・終生飼養の徹底を動物を販売等する業者を通じて飼い主に対して啓発していくことが重要です。

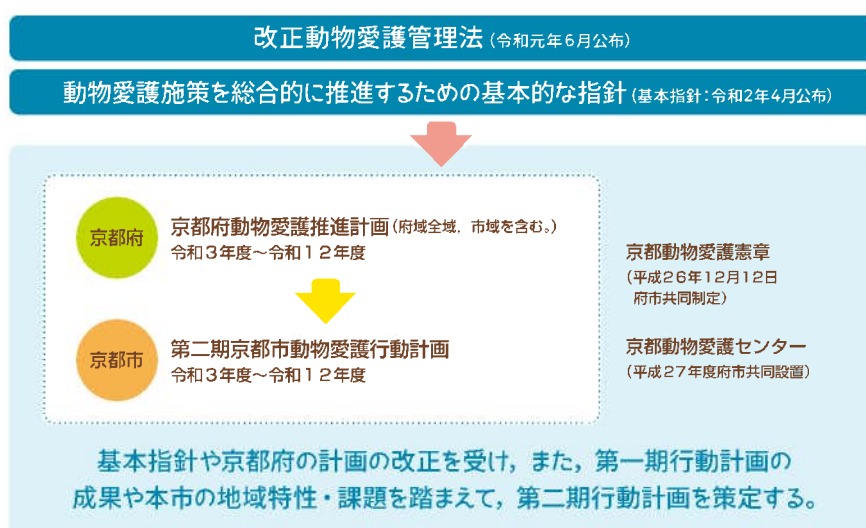
第一種動物取扱業施設数（平成31年4月1日現在）参照：令和元年度環境省動物愛護管理行政事務提要
政令市の施設数：①横浜市（1,327） ②大阪市（961） ③名古屋市（747）
④札幌市（678） ⑤神戸市（527） ⑥京都市（473）
京都府域（京都市域を除く）の施設数：408

（3）位置付け

動物愛護管理法においては、飼い主の責務規定、動物取扱業者や特定動物の規制などが設けられ、施策推進のための基本指針が環境省から示されています。

この基本指針に即して、京都府では市域も対象とした「府計画」を策定しています。

本市では、「京都動物愛護憲章」や「マナー条例」の制定など、人と動物とが共生できるうおいのある豊かな社会の実現に向けた取組を進めていますが、さらに、動物愛護センターにおいて府市協働で取り組む事業や本市の地域特性を考慮し、市域において重点的に取り組むべき事業を推進していくにあたり、「行動計画」を別途策定し、実施主体である市民、事業者、関係団体、ボランティア、京都市が協働し、動物愛護事業の一層の推進を図っています。



（4）第二期行動計画策定に向けた基本的な考え方

ア 計画理念の継承

平成26年12月に制定した「京都動物愛護憲章」は、本市の動物愛護行政に関する普遍的な理念である「人と動物が共生できるうおいのある豊かな社会」の実現に向けて、市民一人ひとりがそれぞれの立場から動物愛護のあり方について自ら考え、積極的に行動するためのよりどころとなるものです。

この憲章をより多くの市民に啓発し、浸透させていくことが動物の愛護及び管理の考え方を社会的規範として定着させていくことにつながることから、第二期行動計画においても憲章の理念を計画の柱として継承していくこととします。

① 本市の動物愛護行政を取り巻く変化への対応

平成27年度の第一期行動計画の改定以降の法改正や本市の主な取組は以下のとおりであり、第二期行動計画の策定に当たっては、これらの事項を踏まえた内容としています。

○ 京都動物愛護センター開所（平成27年5月）

（センターボランティア・子猫の一時預り在宅ボランティアとの協働）

○ 動物愛護管理法の改正（令和元年6月）

○ 新たな基本指針の公布（令和2年4月）

○ 京都動物愛護憲章の普及、啓発

○ マナー条例に基づく各種施策の推進

（多頭飼育の届出、マイクロチップ装着助成等）

○ 野良猫対策（京都市まちなこ活動支援事業の推進）

○ ペットに係る災害時の対策

- ペット同行避難に向けた避難所での受入体制の整備
- 災害時協定の締結（京都市獣医師会、関係団体等）



1 災害時の動物救護活動に関する基本協定書（平成29年5月25日締結）

協定の相手方：公益社団法人京都市獣医師会

協定書の主な内容

- 京都動物愛護センターに収容された動物又は飼い主と共に避難所等に避難した動物に対する応急手当
- 飼い主からの動物に関する健康相談
- 京都市獣医師会の会員動物病院による施設、設備、物資の供給
- 避難訓練への参加

2 災害時における飼い主等への支援に関する協定書（令和2年10月23日締結）

協定の相手方：認定特定非営利活動法人 アンビシャス

協定書の主な内容

- 避難所代表者からの同行避難を受け入れる場合の相談対応
- 避難所代表者からの要請に応じ、飼い主等からの避難所等での飼養に関する相談対応
- 被災動物への支援等に関する情報の収集及びSNS等を活用した情報の発信

3 災害時における動物の飼養・保管に関する物資の提供協力に関する協定書（令和2年10月23日締結）

協定の相手方：近畿ケネル協同組合

協定書の主な内容

- 保有する物資を優先的に本市に提供
- 本市が指定した引渡し場所までの物資の運搬

ウ ペットの動物愛護にフォーカスした計画

市内には家畜などの産業動物を飼養する施設や実験動物を保有するような大規模な施設等は少ないため、産業動物や実験動物について市域に特化した取組を展開するのではなく、また、広域対応が必要な動物由来感染症対策についても府計画により取組を推進していくこととし、本市の第二期行動計画においては、ペット動物の動物愛護に係る取組にフォーカスします。

エ 新たな指標値の設定

これまでの取組の実績や基本指針の趣旨を踏まえ、計画の進捗を図る指標値を設定することによって、本市の施策の一層の推進を図ります。

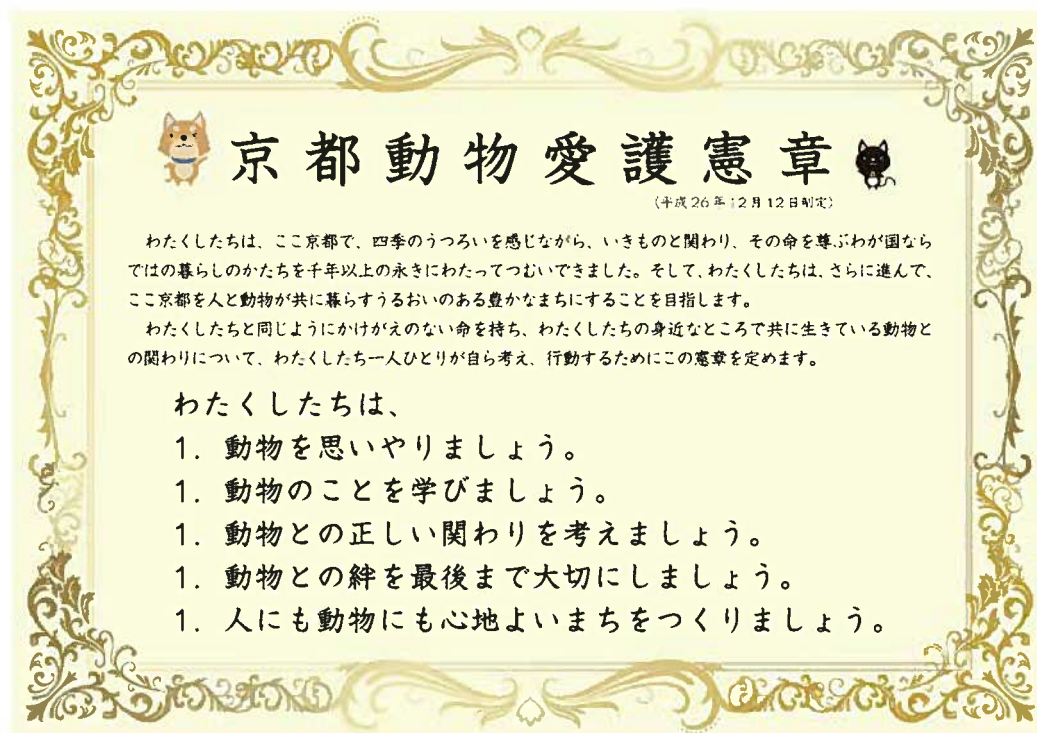
オ 計画期間

令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間とします。

計画期間は府計画と合わせることで、策定から5年後を目途に計画の見直しを行います。

京都市の取組③ 京都動物愛護憲章の制定

府市共同による京都動物愛護センターの設置に向けた取組を契機とし、現代社会における動物愛護に係る機運の高まりや、動物愛護事業における府市協調の取組等を進めていくうえで、全国で初めて府市共同で動物愛護に関する憲章を制定しました。制定日は平成26年12月12日（12月12日を犬と猫の鳴き声になぞらえて、「1（ワン）2（ニャン）の日」）としました。



京都市の取組① 京都市まちなこ活動支援事業について

- 周辺住民の理解の下、地域住民が餌やふん尿の管理、周辺美化などの一定のルールに基づき野良猫を適正に管理するとともに、避妊・去勢手術を本市が無償で行うことにより、野良猫の無秩序な増加を防止し、野良猫に一代限りの命を全うさせる「京都市まちなこ活動支援事業」を平成22年度から実施しています。
- この間、路上で死亡した野良猫の頭数は約3割減少（H26:5,169頭⇒R1：3,715頭）していることから、令和元年度までの取組の結果、府内に生息する野良猫の頭数は減少しているものと推察されます（図1）。
- また、まちなこ活動の活動期間が長いほど野良猫が減った割合が高く（図2）、1地域当たりの野良猫の減少頭数が多いことが分かり（図3）、本市独自の制度設計の効果が確認されています。

図1 京都動物愛護センターの収容頭数、路上死亡猫の頭数との関係

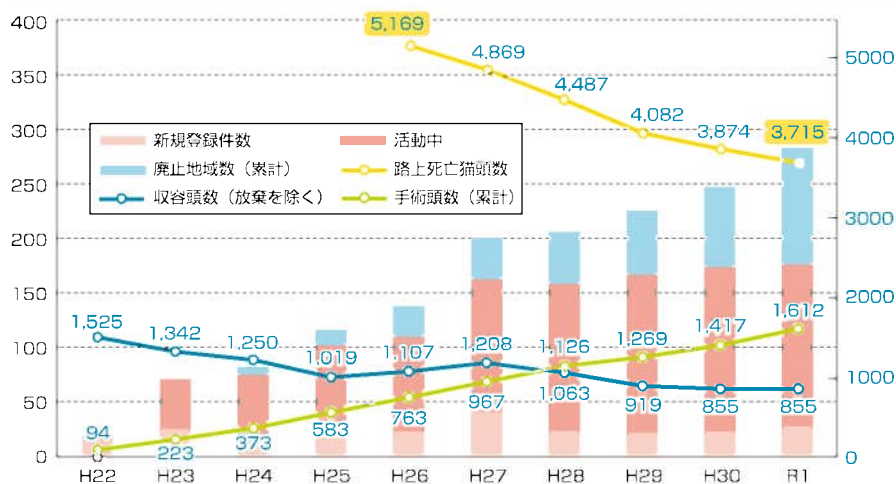
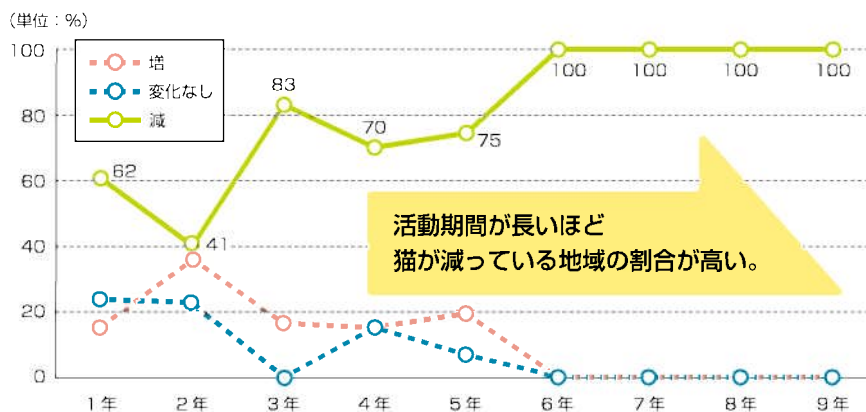


図2 地域における猫の増減について

※ 調査対象：令和元年度に更新申請もしくは年次報告があった地域



京都市の取組① 京都市まねこ活動支援事業について

図3 地域における猫の増減について

※ 調査対象：令和元年度に更新申請もしくは年次報告があった地域

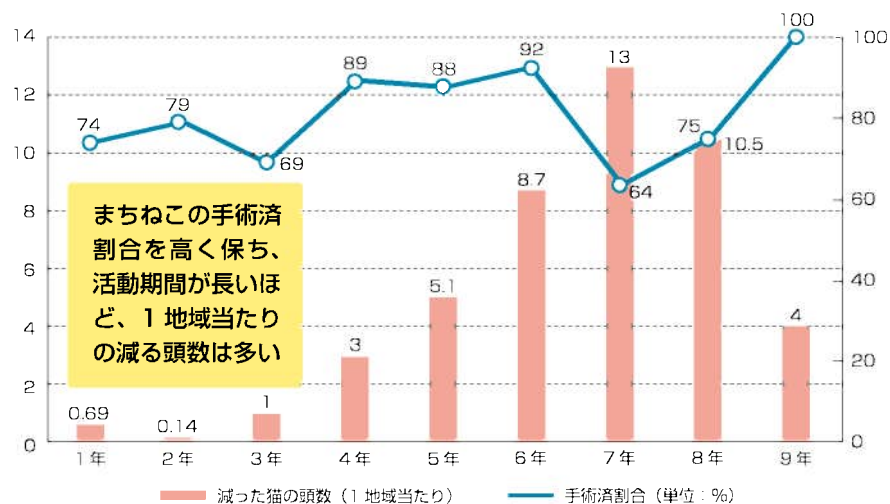
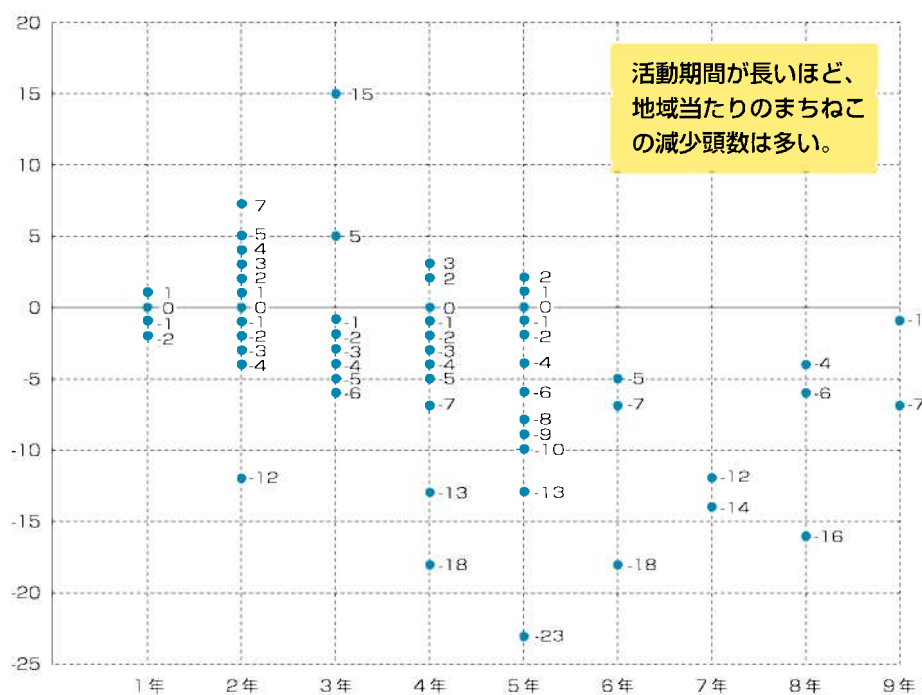


図4 各地域の活動年数と猫の頭数の変化を示す散布図



京都市まねこ活動支援事業について



まねこ活動支援事業の10年間の事業評価



第2章 本市における動物愛護管理の現状と課題

第1節 犬・猫に係る動物愛護及び管理に関する現状と課題

1 犬の飼養に関する現状と課題

(1) 犬の登録及び狂犬病予防注射の実施状況

図1 犬の登録頭数及び狂犬病予防注射頭数の推移



現状

- 全国における狂犬病予防法に基づく犬の登録頭数は、平成21年度が688万頭、平成30年度が623万頭と、10年間で約65万頭減少しており、犬の登録頭数に対する予防注射接種率も平成21年度74.3%から平成30年度71.3%と減少しています。
- 本市の実績は、図1に示すように、平成30年度において、登録頭数58,449頭に対して狂犬病予防注射頭数は40,423頭、犬の登録頭数に対する予防注射接種率は69.2%となっており、全国平均を下回っています。
- 本市では、狂犬病予防注射の接種率の向上に向け、飼い主の利便性も考慮して、京都市獣医師会と連携し、身近な動物病院等でも予防接種を受け、病院の窓口で登録、注射済票の交付手続きができるようにしています。
- 本市の数値の経年変化を見ると、平成29年度に最も低い接種率となりましたが、平成30年度からは増加しています。これは、平成27年3月から犬の鑑札、注射済票、門標のデザインを一新し、親しみやすくしたこと、また、動物愛護センターのドッグランにおいては、犬の鑑札等の装着や狂犬病のワクチン接種を利用規約に規定したことにより、登録や注射頭数の向上を図ってきたところによるものと考えています。

課題

- 狂犬病を蔓延させないために、動物の飼い主における狂犬病に関しての理解を深めるための啓発が必要です。
- 本市では、狂犬病予防注射の接種率を向上させる取組として、毎年4月に各地域の小学校等を会場として集合注射を実施していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、令和2年以降、一部を除き集合注射を中止し、最寄りの動物病院での個別接種を勧奨しました。結果として、現時点において接種率の低下は見られないことから、この度のコロナ禍での集合注射中止を契機に、「集合注射での接種」から「かかりつけ動物病院での接種」という考えに飼い主の意識や行動がシフトするよう進めていきます。
- 集合注射での接種から、より安全な動物病院での個別接種への移行を進める中で、京都市獣医師会とも連携し、接種率の増加に向けて取り組むことが必要です。

(2) 犬の咬傷事故の状況

図2 咬傷事故発生件数の推移



現状

- 全国における人が犬にかまれた(咬傷事故)件数の自治体の平均は、平成21年度が46.6件、令和元年度が33.6件となっており、10年間で13件減少していますが、都市部の政令市の平均は、平成21年度が38.3件、令和元年度が39件と横ばいの状況です。
- 本市の咬傷事故件数は、図2のとおり、毎年度30件前後の咬傷事故が発生しており、今般の事故の理由として、野犬・徘徊犬によるものは年に1件程度で、多くは散歩の途中や犬を飼養している家庭を訪問した時などで、飼い主の不注意によるものです。
- また、本市では、人が犬に咬まれた時には、その犬が狂犬病に罹患している可能性があることを前提に、当該犬に対して狂犬病の検診を2回実施するとともに、犬の飼い主に対して事故の再発防止についての指導を徹底しています。

課題

- 咬傷事故を未然に防ぐため、適正なけい留や散歩中の管理など、飼い主責任を周知徹底していくことが必要です。

2 犬・猫の終生飼養に関する現状と課題

(1) 動物愛護センターにおける飼い主からの犬猫の引取と徘徊中の犬猫の保護の状況

図3 犬の引取・保護数の推移

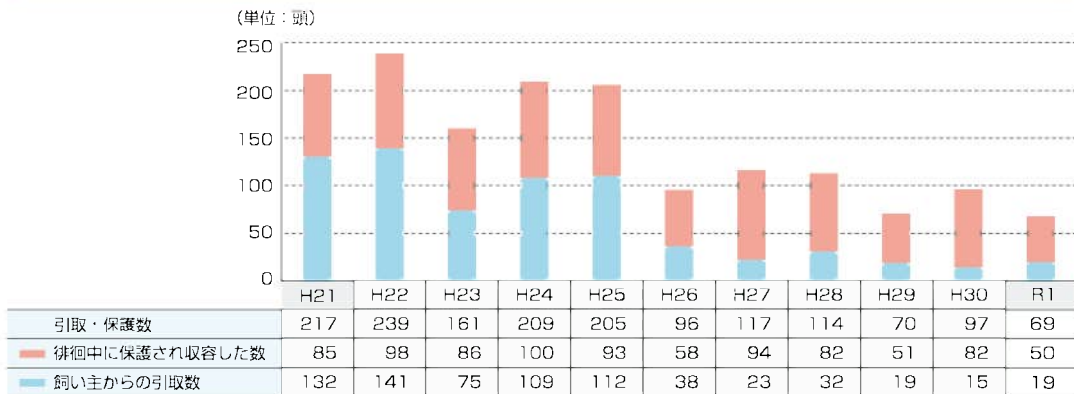


図4 犬の飼い主からの引取依頼理由の推移

※引取依頼理由の記録については平成22年度から実施

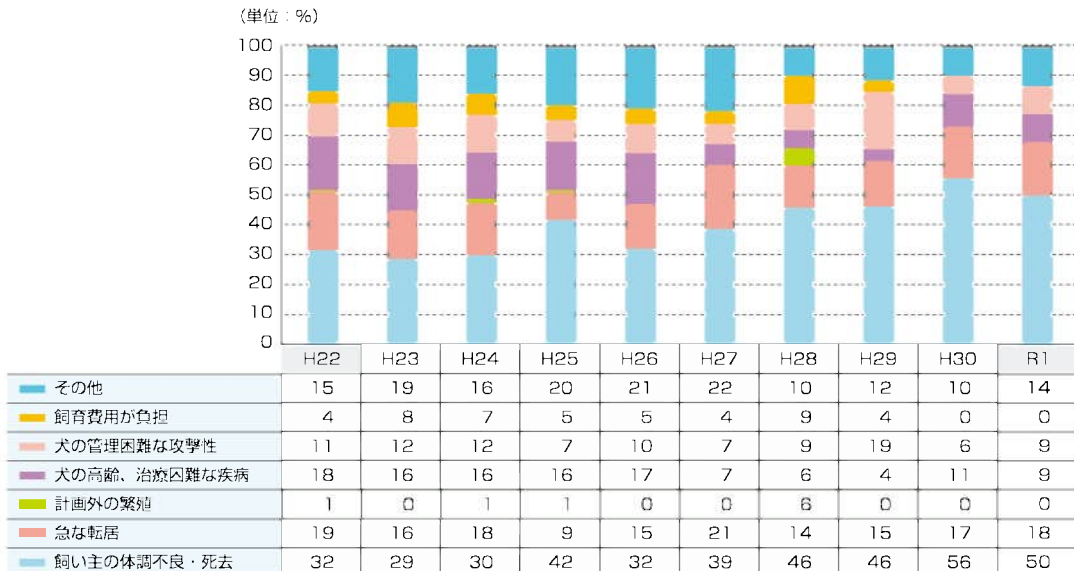


図5 猫の引取・保護数の推移

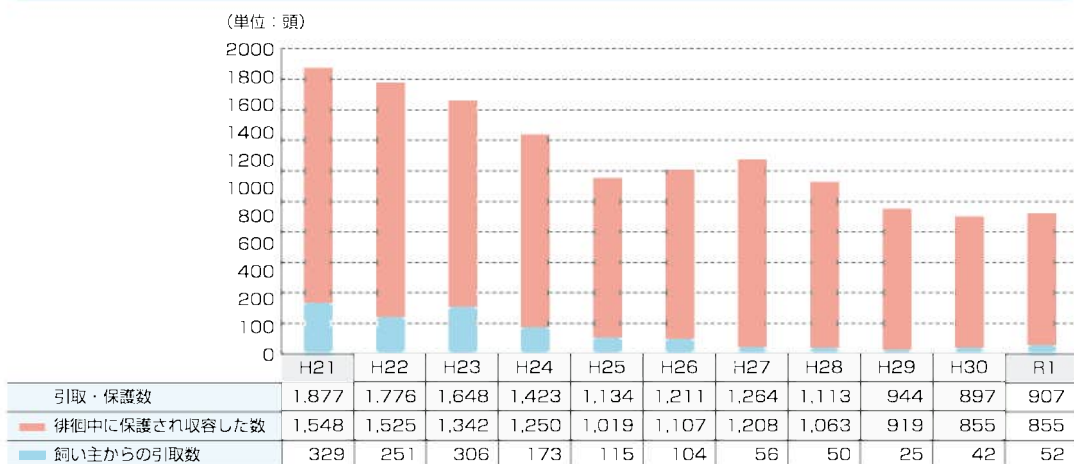
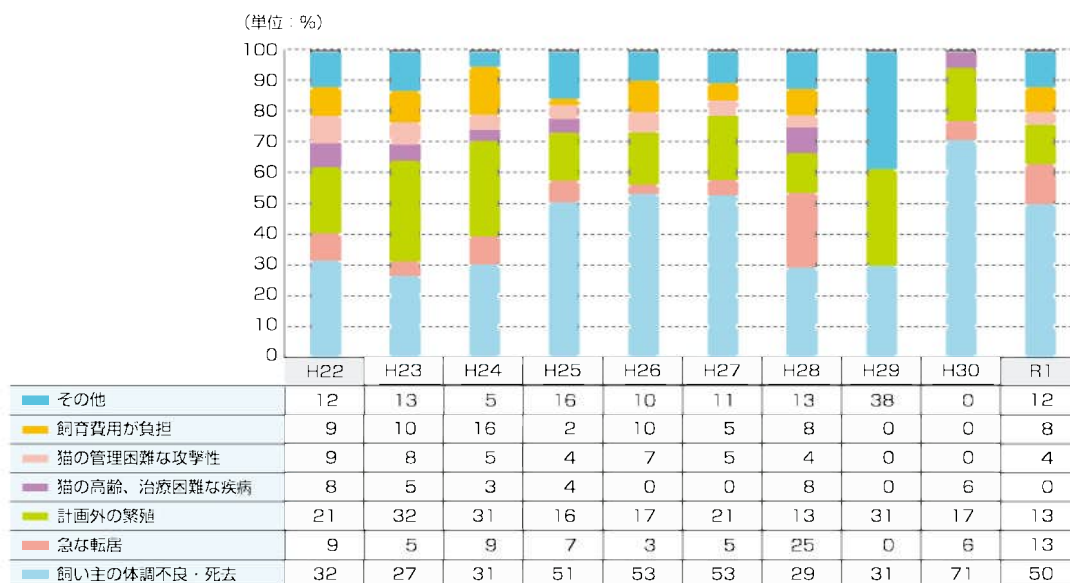


図6 猫の飼い主からの引取依頼理由の推移

※引取依頼理由の記録については平成22年度から実施



現状

- 一般社団法人ペットフード協会が実施した令和2年度における「全国犬猫飼育実態調査」では、犬猫の推計飼育頭数が約1,800万頭とあり、同年度の子ども(15歳未満)の人口1,500万人を上回っています。また、同調査において、平成29年以降は、猫の飼育頭数が犬の飼育頭数を超える結果となっています。
- 全国的にも、また本市においても、図3, 5で示すように、動物愛護センターに引取・保護される犬猫の頭数は年々減少傾向にあります。これは、平成25年9月の動物愛護管理法の改正以降、飼い主の終生飼養の責務が定められるとともに、行政がその引取を拒否できる事由が定められたことで、それまで収容数の約2分の1を占めていた飼養放棄等による引取が減少したことによるものと考えられます。
- また、犬とのふれあい等を通じて、子ども達に「いのちの大切さ」を伝える動物愛護出前授業(以下、「きょうとアニラブクラス」という。)を開催し、小・中学校等で飼い主の責任について伝えています。
- 飼い主が望まない無秩序な繁殖による多頭飼育崩壊、遺棄等を防止することを目的として、飼い犬及び飼い猫の避妊去勢手術の助成を行っています。
- 平成21年度から令和元年度における本市の犬の収容数は68%減少(217頭⇒69頭)、猫の収容数は約52%減少(1,877頭⇒907頭)しています。猫については、所有者等のいない猫(いわゆる野良猫)がその大半を占めており、また、約9割が子猫です。犬と同様に避妊去勢手術の助成制度により、飼い主からの子猫の引取数は減少していますが、野良猫の子猫が依然として多くの割合を占めています。
- 本市では、平成22年度から野良猫対策の一環として、地域住民の理解と協力を得て、餌やふん尿の管理、周辺美化などの一定のルールに基づき適切に管理すると

ともに、避妊去勢手術を本市が無償で行うことにより、野良猫の増加を防止しつつ、一代限りの命を全うさせる「京都市まちなこ活動支援事業」を実施しています。

- 飼い主からの引取依頼については、図4、6で示すように、平成22年度に比べて、犬猫共に「飼い主の体調不良・死去」が占める割合が増加しています。（平成22年度：32% ⇒令和元年度：50%）

課題

- 教育機関等と連携した児童や生徒等への動物愛護教育を通じて、動物愛護精神を育成し、動物とのかかわり方や適正な飼養等について周知するとともに、動物が置かれている現状についても伝えていく必要があります。
- また、近年の核家族化・少子化により、独居高齢者が入院、死亡等で家に残り残される犬猫の問題がクローズアップされています。本市においても、「飼い主の体調不良・死亡」を理由としたペットの引取依頼が増えており、ペットを飼っている独居高齢者への対策の検討が求められています。

京都市の取組② 動物愛護教育

きょうとアニラブクラス

- 少年期における動物愛護精神の形成を目的として、本市職員の獣医師や動物愛護ボランティア等が講師となって保育園・幼稚園、小・中学校等に出向き、学年に応じた講座（授業）を実施しています。
- 講座（授業）では、犬との関わり方をはじめ、動物愛護センターに収容される犬猫の殺処分や譲渡などの現状等に関する講義のほか、実際に子どもたちが動物（犬）とふれあい、動物の温かさや心音を聴くことにより、命の大切さを考える機会とし、動物愛護の精神や終生飼養の徹底について啓発しています。
（実績）合計103校、約7,800名（平成24年度～令和元年度）



きょうとアニラブ
クラスについて



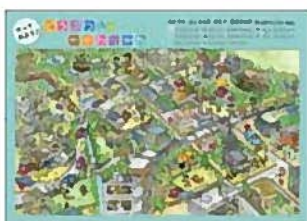
きょうとアニラブ
クラスについての
紹介動画



京都市の取組② 動物愛護教育

副読本の配布

- 動物の命を尊ぶ心や動物との関わり方を子どもたちに伝えるため、平成28年度以降、毎年、副読本を市内の小学校1年生(約11,000名)に配布しています。
- 副読本を小さい子供にも読み聞かせができるよう紙芝居に加工し、平成28年度に市内の幼稚園、保育園、児童館に配布しました。



子ども向けの
動物愛護教育の
教材について

(2) 犬猫の返還・譲渡

返還数：街中で徘徊していたところを動物愛護センター、もしくは市民が保護し、同センターに収容した犬猫のうち、飼い主が判明し、元の飼い主へ返還した頭数

譲渡数：動物愛護センターで引取り・保護した犬猫のうち新しい飼い主へ譲り渡した頭数

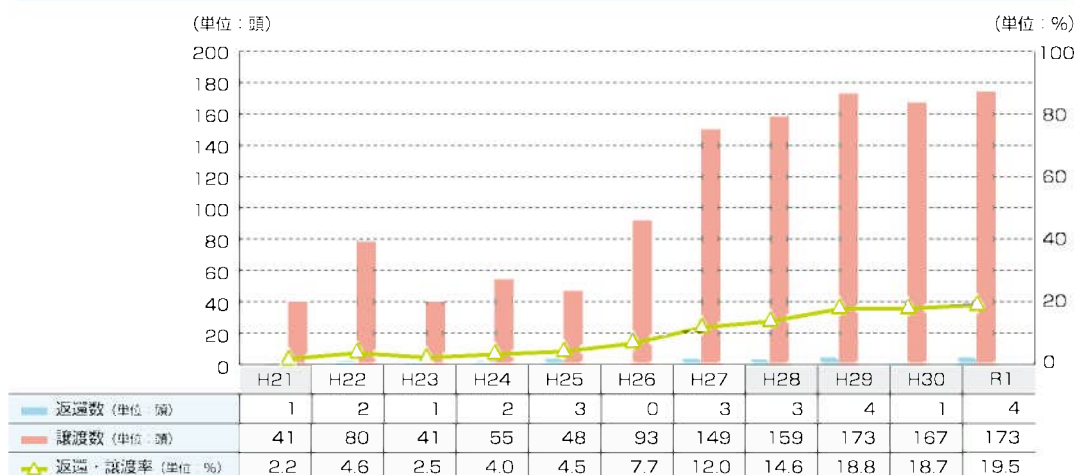
収容数：動物愛護センターで引取り・保護した犬猫の頭数

返還・譲渡率：{(返還数+譲渡数)／収容数}×100(%)

図7 犬の返還数、譲渡数、返還・譲渡率の推移



図8 猫の返還数、譲渡数、返還・譲渡率の推移



現状

- 本市では保護された犬・猫の失踪情報と保護情報（警察からの情報も含む。）を集約し、本市独自のデータベースにより照合を行うとともに、ホームページにおいても保護した動物の情報を掲載するなど、できる限り早期に飼い主が判明するよう努めています。
- しかし、本市において保護される犬・猫の多くは、所有者を明示する鑑札や名札等が装着されていないため、早期の返還が難しい状況にあります。
- そこで、平成27年度からはマナー条例で犬猫の所有者明示の努力義務を定めるとともに、マイクロチップ装着の助成を実施することにより、所有者明示の必要性を周知し、飼い主責任の徹底を図っています。
- 無駄吠えやかみぐせ等の問題行動のある犬については、専門家によるトレーニングにより矯正し、譲渡適性を獲得させる「京都方式」により、少しでも多くの犬を譲渡できるよう取り組んでいます。
- 動物愛護センターで収容した子猫の中で、ある程度人が世話をすれば自活できる子猫については、一般への譲渡が可能となる2箇月齢になるまで自宅で一時的に預かり、飼養していただく「子猫の一時預り在宅ボランティア事業」を平成27年1月から開始し、猫の譲渡促進を図っています。
- 譲渡後の飼い主への支援の必要性から、原則として京都市内の方に限って譲渡していましたが、府市で共同運営する動物愛護センターの開所を契機として、京都府全域の方を対象者とし、広域的な譲渡を行うことにより、事業の促進を図っています。

課題

- 平成28年12月から若年層に人気のあるSNSサービス「LINE」を活用し、センターのマスコットキャラクターである「京ちゃん」及び「都ちゃん」のスタンプを配信、ホームページやTwitter、Facebook等のSNSと併せ、動物愛護センターの情報発信力を強化することで、施設利用や譲渡事業の促進を図っていますが、

動物を飼っていない方など、多くの市民において動物愛護センターの認知度は高いものとは言えません。

- 令和元年6月に改正された動物愛護管理法においては、令和4年6月から、犬猫の繁殖業者等は犬猫を譲り渡す際にはマイクロチップを装着し、環境大臣に登録することが義務付けられました。また、それ以外の一般の飼い主等にも努力義務が課されており、マイクロチップ装着に係る啓発をより推進していく必要があります。
- 動物愛護センターに収容される犬の多くは、人慣れしていない野犬、高齢犬、病気を患っている犬であり、一方で、犬の譲渡希望者は、人慣れした若い犬を希望される方が多いことから、容易に譲渡先が決まらない状況にあります。
- また猫の譲渡希望者は子猫を希望される方が多い状況ではありますが、動物愛護センターに収容される猫の多くは野良猫が産み落としたばかりの衰弱した状態の子猫であり、譲渡ができずに殺処分となったり、収容中死亡することもありことから、野良猫が産み落とす子猫を減らす取組を積極的に推進する必要があります。
- 飼い主は災害時には自身の命を守る行動をとるだけでなく、家族の一員であるペットの命も守り、また、ペットと共に避難行動をとり他者に迷惑をかけることなく、適正に飼養管理していく責任があり、飼い主に対して平素のしつけや備蓄などの備えを啓発していくことが重要です。また、ペットの防災対策として避難所でのペットの受入について自主防災会等へ事前の検討を働きかけたり、放浪動物の保護や被災した飼い主への支援などにも取り組む必要があります。

京都市の取組③ マイクロチップ装着助成事業

飼い主の責任意識向上等を目的として、マナー条例に犬猫の所有者明示の努力義務を定めたことを受け、マイクロチップの普及を図るため、平成27年5月から京都市獣医師会との協働により、情報登録料1,050円の実費負担のみで、犬猫にマイクロチップを装着できる助成制度を実施しています。

助成実績(単位：頭)

	H27	H28	H29	H30	R1
犬	321	209	198	261	243
猫	232	424	404	453	576
合計	553	633	602	714	819



詳細は▶

(3) 犬・猫の殺処分数

殺処分数：動物愛護センターに収容（引取・保護等）された犬猫のうち、返還や譲渡ができず、やむなく、できるかぎり苦痛を与えずに致死させた犬猫の頭数（飼養管理中に死亡したものを含む。）

※基本指針にある殺処分の3分類

- ① 譲渡することが適切ではない。（治療の見込みがない病気や攻撃性がある等）
- ② ①以外の処分（譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難）
- ③ 引取後の死亡

図9 犬の殺処分数の推移

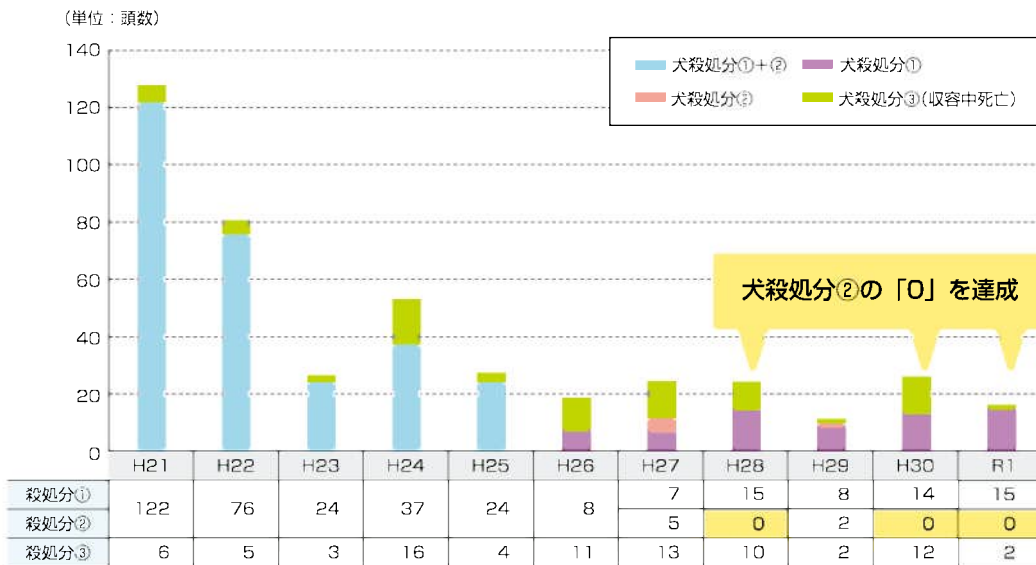
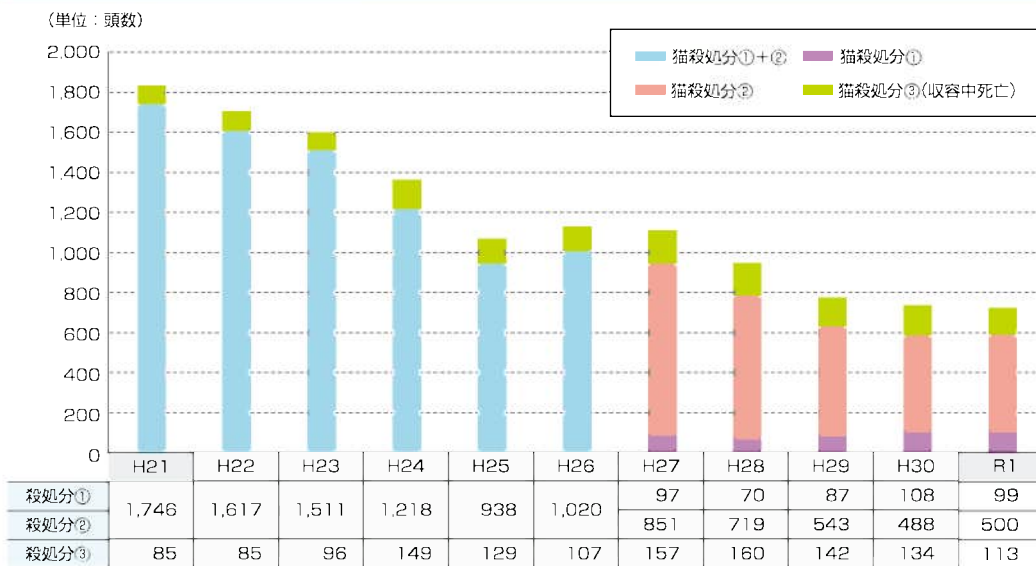


図10 猫の殺処分数の推移



現状

- 飼い主への終生飼養等の啓発や避妊去勢手術費用の助成、動物愛護教育等の推進により、収容される動物の数を減らし、また、「京都方式」や京都府域への広域譲渡の取組により譲渡を拡充していくことにより、殺処分数の削減につなげていきます。
- 本市の犬の殺処分数に係る年度別実績については、図9で示すように、殺処分②ゼロを平成28年度、平成30年度、令和元年度に達成しました。
- 一方、野犬等のように強い攻撃性を有していたり、もしくは受け入れた時点で瀕死の状態である犬については、譲渡が難しいことからやむを得ず殺処分を行わざるを得ない場合があります。
- 平成22年度から野良猫対策の一環である「京都市まちなこ活動支援事業」を実施しており、これは、地域住民の理解と協力を得て、餌やふん尿の管理、周辺美化などの一定のルールに基づき適切に管理するとともに、避妊去勢手術を本市が無償で行うことにより、一代限りの命を全うさせ、野良猫を減らす取組です。また、子猫の譲渡拡充のため、「子猫の一時預り在宅ボランティア事業」を推進しており、子猫の殺処分数の削減にも取り組んでいます。
- 猫の殺処分数に係る年度別実績については、図10で示すように、毎年着実に減少しているところですが、野良猫が産み落とした衰弱した子猫が依然として多く、譲渡できる状態になるまで育成ができず死亡したり、殺処分の判断をせざるを得ない場合があります。

課題

- 殺処分数ゼロを目指すに当たり、野良猫が産み落とす子猫を減らす取組を積極的に推進する必要があります。
- 交通事故や感染症のリスクを考えれば、猫は室内で飼養することが望ましく、現にいる野良猫については飼い猫としていくなど、できる限り良好な生存環境の下に置くとともに、これ以上増やさず、将来的にはなくしていくことを念頭に置き、無秩序な野良猫への給餌者に対しても指導が必要です。
- また、動物愛護センターでの活動を広く周知し、同センターを中心に教育機関等の関係部署と連携した適正飼養・終生飼養に係る普及啓発を進めるとともに、野良猫対策や、譲渡事業などの取組については、京都市動物愛護事業推進基金を活用し、総合的かつ計画的に推進する必要があります。

3 犬猫の苦情等に関する現状と課題

図11 犬の苦情件数の推移

※【ふん尿被害に特化した苦情件数】平成25年度から集計を開始

(単位：件)

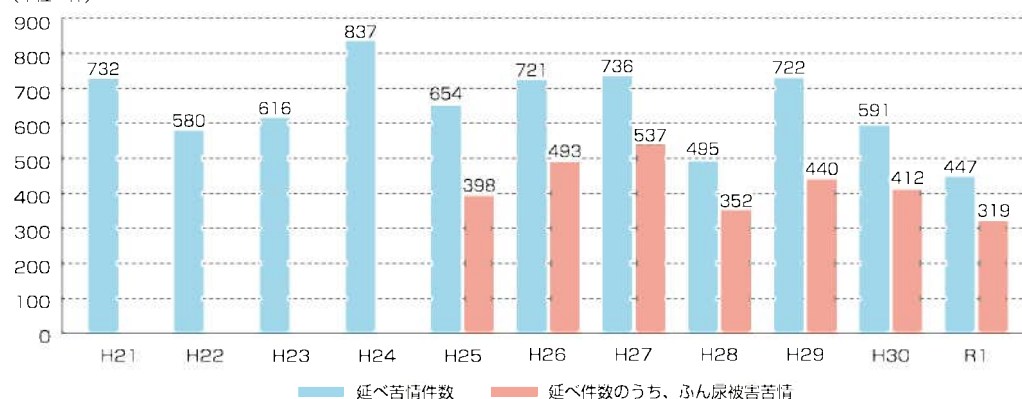
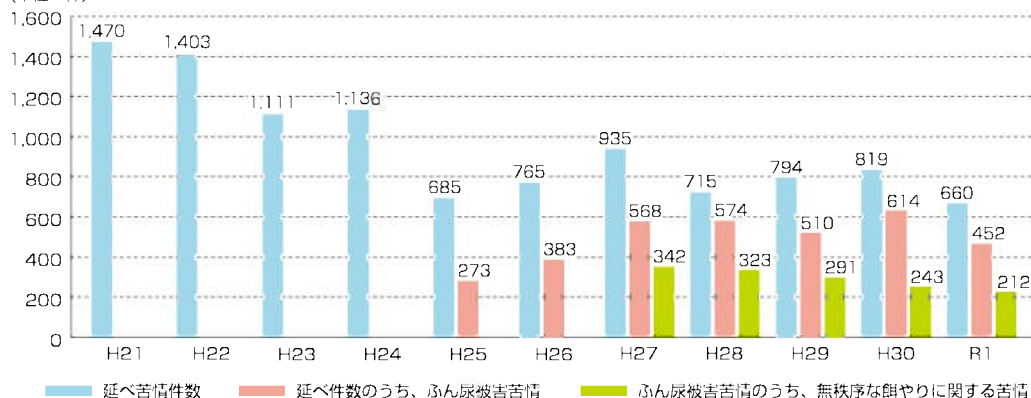


図12 猫の苦情件数の推移

※【ふん尿被害に特化した苦情件数】平成25年度から集計を開始

※【野良猫への無秩序な餌やりに関する苦情件数】平成27年度から集計を開始

(単位：件)



現状

- 本市に寄せられる犬猫の苦情件数については、図11・12に示すように、減少しています。本市では平成27年度に適正な給餌の基準や飼い猫の室内飼養の努力義務を規定したマナー条例を制定し、周知に努めており、特に、野良猫への無秩序な餌やりに関する苦情の減少につながったものと思われます。
(件数の推移に係る概要は下表のとおり。)

犬猫の苦情件数		H21	2,202件	50%減	R1	1,107件
内 訳	犬猫のふん尿被害に係る苦情	H25	671件	15%増	R1	771件
	野良猫への無秩序な餌やりに関する苦情	H27	342件	38%減	R1	212件

現状

- 本市に寄せられた犬猫の苦情に対しては、現地確認を行ったうえで、飼い主等に対して適正な飼い方の指導を行っていますが、飼い主や行為者が特定できず、直接指導できない場合は、適正飼養の啓発のために広報車で巡回したり、地域住民と行政が協働で街頭啓発等を行う“地域ぐるみの啓発活動”により、迷惑行為を低減させる意識の醸成を図っています。
- 野良猫の繁殖を抑制し、ふん尿等の被害の拡大を防止することにより、猫と共生できる社会の実現を目的とした「まちなこ活動支援事業」等を実施しております。また、ホームページ等を用いて本事業の周知を図るとともに、野良猫で困っている地域の相談者に対して、本事業の趣旨等を説明し、取組み地域の拡大に努めています。
- 猫を屋外で放し飼いにすると、鳴き声やふん尿による近隣への被害が生じ、また、その猫に避妊去勢手術がされていなければ、野良猫が増え、被害状況がより深刻になるため、猫は放し飼いにせず、室内で飼うよう飼い主に徹底することが重要であり、ホームページ等を用いた情報発信を行い、飼い猫が自宅以外の場所に侵入して近隣に迷惑がかからないように啓発しています。
- 野良猫については、保護、譲渡により、できるだけ室内飼養に移行させることが基本的な対策であることから、まちなこ活動者による野良猫の飼養管理や保護・譲渡を支援しています。

課題

- 不適切な動物の取扱いに起因して人に迷惑を及ぼすことを防止するためには、マナー条例に基づき、所有者明示、室内飼養の徹底や避妊去勢手術といった適正飼養に係る普及啓発等の取組を進めていくことが重要です。
- また、多頭飼育に起因した周辺の生活環境が損なわれる事例に対しては社会福祉施策と連携した対策も必要です。

京都市の取組④ 「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」の制定

「人が動物を通じて他人に迷惑をかけない」との考え方に立って、京都動物愛護憲章が目指す人と動物の共生社会づくり、生活環境の保全等の観点から、犬猫等ふん尿被害をはじめとする動物による迷惑事象に対して、具体的な規制行為等を示すとともに、違反に対する罰則等の実行性ある措置を定めました。



詳細は▲

第2節 動物取扱業等に関する現状と課題

1 動物取扱業に関する現状と課題

第一種動物取扱業の登録件数の推移

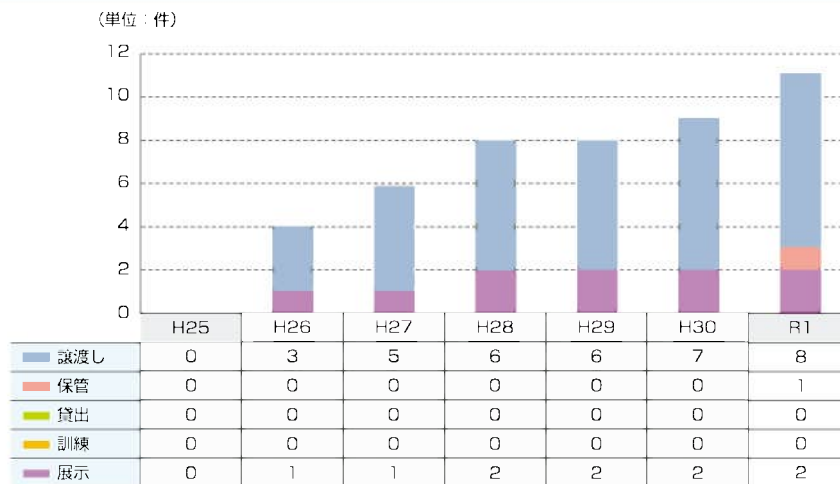


現状

- 平成11年の動物愛護管理法の改正によりペットショップ等の動物取扱業者を規制するために「届出制」が導入されましたが、悪質な業者による動物の劣悪な取扱事例が依然として多く、平成17年の法改正により動物取扱業が届出制から登録制へと強化され、悪質な業者に対して登録及び更新の拒否、登録の取消し及び業務停止の命令措置が設けられるなど、動物取扱業の適正化が図られました。
- 平成25年の法改正では、動物愛護団体などによる営利性のない動物の取扱いについても規制の対象となり、これまでのペットショップなど営利性のある動物取扱業は「第一種動物取扱業」という名称に変更され、飼養施設を有し、一定数以上の動物を非営利で扱う場合（譲渡や展示など）には、「第二種動物取扱業」としての届出が義務付けられました。
- また、犬及び猫を販売する第一種動物取扱業者（犬猫等販売業者）には、幼齢個体の安全管理や販売が困難になった犬猫等の取扱いに関する健康安全計画の策定、個体ごとの帳簿の策定などが義務付けられるとともに、幼齢の犬猫の販売制限が設けられました。

別	業の内容	該当する業者の一例
販売	動物の小売及び卸売り並びにそれらを目的とした繁殖又は輸出入を行う業	・ペットショップなど
保管	保管目的で顧客の動物を預かる業	・ペットホテル ・トリミング（動物を預かる場合） ・ペットシッター
貸出し	愛玩、撮影、繁殖その他の目的で動物を貸し出す業	・ペットレンタル ・映画等のタレント・撮影モデル
訓練	顧客の動物を預かり訓練を行う業	・動物の訓練・調教業者 ・出張訓練業者
展示	動物を見せる業 （動物とのふれあいの提供を含む）	・動物園 ・水族館 ・動物ふれあいパークなど
競りあっせん	動物の売買をしようとする者のあっせんを、会場を設け、競りにより行う業	・動物オークション （会場を設ける場合）
譲受飼養	有償で動物を譲り受けて飼養を行う業	・老犬老猫ホーム

第二種動物取扱業の届出件数の推移



別	業の内容	該当する業者の一例
譲渡し	保護・引き取った動物を第三者に譲る業	譲渡のための飼養施設を有する動物愛護団体
保管	動物を預かり一定期間飼養した後、飼い主に返還する業	一時保護をする飼養施設を有する動物愛護団体
貸出し	動物を貸し出す業	盲導犬を無償貸与する団体
訓練	動物の預かりおよび訓練を行う業	ボランティアの預かり訓練
展示	動物を見せ、ふれ合わせたりする業	無料の動物園、アニマルセラピーを行う団体

現状

- 令和元年度に実施した飼い主に対するアンケートで、犬猫をペットショップで購入したという回答が39.8%と多く、市民にとって動物取扱業者は動物を飼育する際の身近な窓口となっています。
- 令和元年6月に成立した改正動物愛護管理法では、動物取扱業者の登録拒否要件の追加、動物に関する帳簿の備付け等の取扱い範囲の拡大、第一種動物取扱業者が守らなければならない基準の具体化など、動物取扱業に関する規定が多数定められたところであり、令和2年6月から段階的に施行されています。
- 現在、新規登録や更新、苦情相談があった際に立入調査を行い、施設基準の適合や動物の管理等について確認し、不適切な事例があれば改善指導を実施しています。また、ペットショップ等に設置することが義務付けられている動物取扱責任者に対しては、一年に一回の動物取扱責任者研修会を開催しており、動物の適正な取扱いや購入者に対する適正飼養、終生飼養に係る情報提供を徹底にしています。

課題

- 改正動物愛護管理法の中で、飼養施設の構造及び規模や環境の管理、繁殖の方法等、動物取扱業者が遵守する具体的な基準については令和3年6月から適用されることに加え、出生後56日(8週)を経過しない犬又は猫の販売等が制限されるなど、第一種動物取扱業者による適正飼育等の促進が図られる予定であり、基準の周知や遵守の徹底に向けた取組が必要です。
- 動物取扱業者は多くの市民にとって動物を飼育する際の窓口となるため、関係法令や基準を遵守し、動物の適正な取扱いを实践するよう強く監視指導を行っていく必要があります。

2 特定動物に関する現状と課題

現状

- ライオン、トラ、ニホンザル、マムシなど、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物を特定動物といいます。特定動物を飼養又は保管しようとする者は、動物愛護管理法の規定により、許可を受ける必要があります。
- 本市では、主に動物園や大学の研究施設で179頭(令和2年4月1日時点)の特定動物が飼養されており、その他、愛玩用として、ボアコンストリクター(ヘビ)やワニガメなどが飼養されています。しかし、令和元年に改正された動物愛護管理法により、令和2年6月以降、新たに愛玩用として特定動物を飼養することは禁止となりました。
- 特定動物については、マイクロチップ等の個体識別措置の実施や逸走防止設備の設置等が義務付けられており、特定動物の飼養者には、一般の動物の飼い主以上に社会的責任が強く求められています。
- 本市では、許可申請や苦情があった際に立入調査を実施しており、特定動物の販売業者に対しては動物取扱責任者研修会において、飼養管理の基準を遵守するよう指導しています。

- 特に愛玩目的での特定動物を飼養している場合、動物の逸走や事故を確実に防ぐため、飼養者が法的義務を果たすように立入調査を行い、また、災害時における特定動物の措置などの適正な飼養管理に向けた指導が必要です。

京都市の取組⑤ ペット防災

避難所を運営される地域の方に向けて、ペットの受入方針やルールを検討していくための手順等をまとめた「ペットの避難どうしよう？」を配布し、ペットの受入環境の整備を促すとともに、飼い主に対しては災害への備えについて、各区、各学区等の防災訓練等の機会をとらえ、ペットの同行避難についての啓発を進めています。



また、京都市獣医師会や動物愛護団体、ボランティア団体等と連携し、飼い主の被災や避難により放置等されるおそれのあるペットの保護収容対策について検討を進めており、令和2年度末時点で、3つの法人・団体と災害協定を締結しています。(4ページ参照)



啓発の
取組に係る
詳細は▶



協定の
詳細は▶



第3章 指標項目と指標値達成に向けた具体的な取組

第1節 指標項目と指標値について

第二期行動計画においては、府市協働で実施している動物愛護センターの運営に係る事項を指標項目とし、これまでの第一期行動計画での実績や令和2年4月に国から示された基本指針の趣旨を踏まえて、より高い指標値を設定します。

1 引取数

- 終生飼養、適正飼養を推進するため、安易な飼育放棄を未然に防ぎ、飼い主の責務を果たすことが重要です。
- 第二期行動計画では新たに掲げる社会福祉施策と連携した「独居高齢者」及び「多頭飼育崩壊」への対策の検討や動物愛護教育の充実等により、引取数の抑制につながります。そのため、第一期行動計画に引き続き、犬・猫それぞれの引取数の指標値を設定します。
- なお、第一期行動計画では、「犬の引取数」は「飼い主からの引取数」であったのに対し、「猫の引取数」は「飼い主からの引取数及び所有者不明の保護数」となっていました。第二期行動計画では、指標項目としての引取数は飼い主の終生飼養等の責務遂行の程度を計るものとして、猫についても「引取数」は「飼い主からの引取数」とします。
- 引取数の新指標値（令和12年度）については、殺処分数の指標値と同様に平成30年度比の約60%減としています。

2 返還・譲渡率(※)

(※) 返還・譲渡率 = { (返還数 + 譲渡数) / 収容数 } × 100 (%)

- 令和元年改正の動物愛護管理法においては、令和4年6月に、繁殖業者等が犬猫を譲り渡す際にはマイクロチップを装着し、環境大臣に登録することが義務付けられました。また、それ以外の一般の飼い主等にも努力義務が課されたため、マイクロチップ装着数の増加に伴い、収容後の所有者等への返還数が増えるとともに、動物の遺棄及び逸走の際に、所有者等を把握できる可能性が高まり、所有者不明で本市に収容される数の減少が期待できます。
- 所有者からの引取数の抑制に加えて、所有者不明猫（いわゆる野良猫）対策の強化等による収容数の削減を図るとともに、保護収容した犬猫の飼い主への返還、及び新たな飼い主への譲渡を進めていくことから、第一期行動計画に引き続き、返還・譲渡率の指標値を設定します。
- 返還・譲渡率の新指標値（令和12年度）については、犬では令和元年度の実績（96%）から「100%」とし、猫では毎年1%ずつ上昇させることとし「30%」と設定しています。

3 殺処分数

- 令和2年4月に国から示された基本指針では、犬猫の殺処分については、殺処分される動物を3つに分類し、それぞれの分類に応じた方法で戦略的に頭数を減らしていくことが必要であるとされています。

基本指針(抜粋)

以下の殺処分の3分類の特に②に属する個体の返還及び適正な譲渡促進を積極的に進め、令和12年度の殺処分数について、平成30年度比50%減となるおおむね2万頭を目指すこと。

また、①、③については飼い主責任の徹底や無責任な餌やりの防止により引取数を減少させ、結果的に該当する動物の数を減らしていくこと。

- ①譲渡することが適切ではないもの(治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等)
- ②①以外の処分(譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難)
- ③引取り後の死亡

- 本市では、殺処分される犬猫のうち特に②に区分されるものが多く、そのほとんどが自活できない野良猫の子猫であり、譲渡事業や子猫の一時預り在宅ボランティア事業の強化等により、当該区分の頭数を削減していく必要があります。
- 第二期行動計画では、基本指針の趣旨を踏まえ、殺処分の3分類のうち、②に属する犬猫の殺処分数を指標項目とし、犬猫それぞれに新たな指標値を設定します。
- ②の殺処分数の新指標値(令和12年度)については、基本指針の目標である平成30年度比50%減を上回る平成30年度比の60%減とします。

指標一覧

指標項目	平成30年度 実績	令和12年度 指標値
犬の引取数	15頭  6頭	6頭
猫の引取数	42頭  15頭	15頭
犬の返還・譲渡率	62%	100%
猫の返還・譲渡率	19%	30%
犬の殺処分数 (※)	① 14頭 ② 0頭 ③ 12頭	① (収容数減の取組) ② 0頭 ③ (収容数減の取組)
猫の殺処分数 (※)	① 108頭 ② 488頭  134頭 ③ 134頭	① (収容数減の取組) ② 200頭 ③ (収容数減の取組)

語句の定義

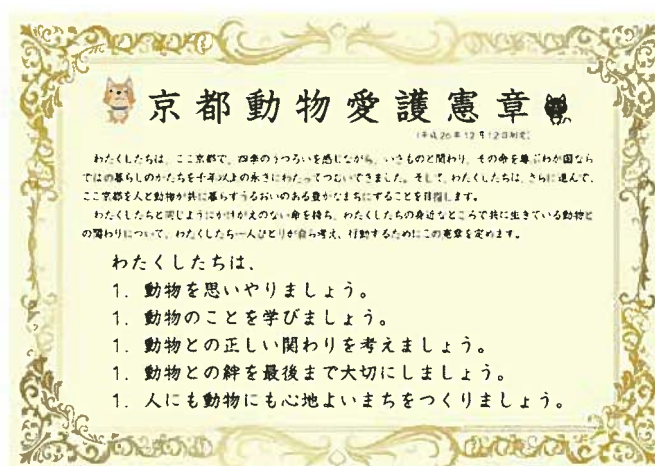
- **引取数**：やむを得ない事情により飼えなくなった犬猫を飼い主から引き取った頭数
- **返還・譲渡率**： $\{((\text{返還数} + \text{譲渡数})) / \text{収容数}\} \times 100$
 返還数：街中で徘徊していたところを動物愛護センター、もしくは市民が保護し、同センターに収容した犬猫のうち、飼い主が判明し、元の飼い主へ返還した頭数
 譲渡数：動物愛護センターで引取り・保護した犬猫のうち新しい飼い主へ譲り渡した頭数
 収容数：動物愛護センターで引取り・保護した犬猫の頭数
- **殺処分数**：動物愛護センターに収容（引取・保護等）された犬猫のうち、返還や譲渡ができず、やむなく、できるかぎり苦痛を与えずに致死させた犬猫の頭数（飼養管理中に死亡したものを含む。）

(※) 基本指針にある殺処分の3分類

- ① 譲渡することが適切ではない。（治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等）
- ② ①以外の処分（譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難）
- ③ 引取後の死亡

第2節 指標値達成に向けた具体的な取組

「京都動物愛護憲章」に掲げる5つの理念を行動計画の核とし、それぞれについて、府市協働で、あるいは、地域特性を踏まえて本市独自で、しっかりと取り組んでいきます。



▼府市協働 ■市単独

I 動物のことを思いやりましょう。

〈 収容動物の返還、譲渡の推進 〉

マイクロチップ等の所有者等の明示の必要性を啓発し、保護された動物を飼い主の元に返還できるようホームページ等を用いて広く情報発信を行います。

また、動物愛護センターにおける収容動物の適切な管理・譲渡など、民間団体等と連携した譲渡促進に向けた取組を行います。

▼民間団体等と連携した 譲渡事業の推進

- より一層譲渡事業を推進していくため、ボランティア、京都市獣医師会及び民間団体等と連携し、動物愛護センターに収容されている動物のPRを強化する。

▼京都動物愛護センターからの 収容動物に関する情報発信 (ホームページ、SNS等の活用)

- 動物愛護センターで保護及び新しい飼い主を募集している犬猫について、ホームページのほかtwitterやfacebook, instagramをはじめとしたSNSなどあらゆる広報媒体を活用して情報発信を行う。

▼マイクロチップ装着の 普及促進 (所有者等の明示の推進)

- 平成27年度から実施している「マイクロチップの装着助成制度」を活用し、京都市獣医師会と連携し、一層の普及促進を図る。
- 動物愛護センターでは、引き続き、犬猫を譲渡する際に、マイクロチップを装着したうえで譲渡していく。

▼ 子猫の一時預り在宅ボランティア制度の充実

- 動物愛護センターで保護した猫を自宅で一時的に預かり、2箇月齢まで飼育していただく「子猫の一時預り在宅ボランティア」の協力の下、猫の譲渡事業を進めるとともに、制度の充実を検討する。

▼ 府市連携による広域譲渡事業の実施

- 動物愛護センターにおいて、引取・保護した動物を府市で一元的に管理し、譲渡した犬猫に関する情報を集約し、効果的に発信するなど、府市が一体となった広域的な譲渡を推進する。

▼ 「京都方式」による犬の譲渡の推進

- 動物愛護センターの収容犬のうち、かみ癖などの問題行動がある犬については、外部の専門家の監修のもと、職員が犬の行動修正等を行う「京都方式」によって、譲渡適性の獲得に努める。
- また、譲渡した犬猫が、新しい飼養環境に馴染めずに問題行動を起こすこともあるため、譲渡後に相談会を開催するなど飼い主の支援を行う。

▼ 京都夜間動物救急センターにおける獣医師会との連携

- 動物愛護センターに併設した「京都夜間動物救急センター」において、動物愛護センターに収容する動物の適切な健康管理や災害発生時における犬猫の保護・治療など、京都市獣医師会と連携した取組を推進する。

Ⅱ 動物のことを学びましょう。

〈 教育機関等との連携による動物愛護教育の実施 〉

子どもたちが動物とのふれあいなどを通じて、動物愛護精神だけでなく「いのちの大切さ」を学ぶ取組を充実させていきます。

▼ 動物愛護副読本を活用した子ども向け動物愛護教育の実施

- 命を尊ぶ心や動物との関わり方を子どもたちに伝えるために「京都動物愛護憲章」をもとに作成した幼児及び小学校低学年向けの動物愛護副読本「いきものとなかよし」について、教育現場の意見等を聞き、教材としてより活用しやすい内容となるよう改訂する。またその活用状況についても把握していく。

▼ 学校教育現場における
出前講座の実施

- 幅広い年代の子どもたちに対して、動物愛護センターで保護した犬猫の現状（殺処分の実績等）を伝えていくため、小学校高学年や中学校生等に向けた教材を研究し、出前講座を実施する。

▼ ワーキングドッグ等の
人間社会に必要とされる
動物の普及啓発

- 動物愛護啓発事業において、関係団体と連携し、ワーキングドッグ（盲導犬や聴導犬など）の活動を紹介するなど、広く社会に認められるよう普及啓発に努める。

▼ 動物園と連携した動物愛護
精神の普及啓発

- 動物愛護週間事業を中心に「京都市動物園」と相互に連携し、動物愛護精神の普及啓発を図る。

Ⅲ 動物との正しい関わりを考えましょう。

〈 所有者等のいない猫（いわゆる野良猫）対策の推進 〉

野良猫についてのトラブルが多く見受けられるため、周辺環境に悪影響を及ぼすことがないよう野良猫対策に係る取組を積極的に推進していきます。

■ 京都市まちなこ活動支援
事業の推進

野良猫対策の一環として、地域住民の理解と協力を得て、餌やふん尿の管理、周辺美化などの一定のルールに基づき適切に管理するとともに、避妊去勢手術を本市が無償で行うことにより、一代限りの命を全うさせ、野良猫を減らす「京都市まちなこ活動支援事業」を平成22年度から実施しています。



- 野良猫の無秩序な繁殖を抑制し、ふん尿等の被害の拡大を防止することにより、猫と共生できる社会の実現を目的とした「まちなこ活動支援事業」について、ホームページ等で事業の周知を図るとともに、野良猫で困っている地域にお住まいの方等に対して、本事業を紹介し、登録地域の拡大に努める。
- 地域の合意が得られないことで本事業の登録ができないという事態を解消するために、地域との合意形成に係る活動者への支援の充実を検討する。
- より多くの頭数のまちなこを避妊去勢手術できるようにするため、強化期間を設ける。

■ 野良猫への不適切な餌やり
行為防止に向けた取組

- マナー条例に基づき、不適切な餌やりにより野良猫が増え、周囲の住民の生活環境に悪影響を及ぼすことがないよう、地域ぐるみでの啓発活動等を通じてマナー意識の向上に取り組む。

〈 多頭飼育崩壊対策 〉

多頭飼育崩壊を起こす飼い主には、生活困窮等のため社会福祉の支援を受けるなど、家庭環境や経済面などで様々な問題を抱えていることが多いことから、多頭飼育崩壊を未然に防ぐため、社会福祉の関係部署との連携した取組を進めます。

■ 社会福祉施策と連携した多頭飼育対策の実施

- 環境省が策定する「社会福祉施策と連携した多頭飼育対策に関するガイドライン」を踏まえ、関係部署との連携を強化するとともに、地域の介護関係者等への研修の実施等により、多頭飼育対策についての情報や課題の共有を図る。

■ 無秩序な犬猫の繁殖を抑制するための避妊去勢手術の推進

- 京都市獣医師会と連携し、京都市内で飼育されている飼い犬、飼い猫の避妊去勢手術の費用の一部を助成する。なお、令和元年度からは助成枠を拡大し、事業の充実を図っている。

Ⅳ 動物との絆を最後まで大切にしましょう。

〈 飼い主責任の徹底 〉

引取数及び殺処分数の削減に向けて、狂犬病予防法の遵守や終生飼養の徹底などの適正飼養に関する飼い主の意識向上を目的とした啓発事業を積極的に実施します。

▼ 終生・適正飼養に関する啓発

- 「ウィズコロナ」時代における新しい生活スタイルに対応するために、リモートでも参加できるイベントを開催するなど、ペットを飼っている方も飼っていない方も、身近な動物に関心を持っていただき、動物の命を尊重し、動物の正しい飼い方についての理解を深めていただく取組を進める。
- 動物愛護センターの屋外ドックランについては、利用者である飼い主と犬の安全や健康を第一に考える必要があるため、熱中症の危険を伴う高温多湿の状況での閉所、あるいは、台風等の発生や新型コロナウイルス等の感染症の拡大などに配慮した利用中止・制限・周知などの措置が柔軟に行えるような運用とする。

▼ 「犬・猫と楽しく暮らすための教室」、「飼う前に考えよう講座」等の定期的な開催

- 動物愛護センターにおいて、飼い主等に対して動物の適正飼養等を啓発することを目的とした「犬・猫と楽しく暮らすための教室」や「飼う前に考えよう」講座等を定期的で開催する。

■ 咬傷事故の未然の防止の徹底

- 動物愛護センターにおける犬の飼い主に対する「犬と楽しく暮らすための教室」の開催や動物愛護センター機関誌等を通じて関係法令(犬の係留義務等)の遵守や犬のしつけ方等の啓発を行う。
- 動物愛護センターのドッグラン利用者に対して随時しつけ方のアドバイスや飼い方などに係る相談を受ける。

■ 犬の登録・狂犬病予防注射・接種の徹底

- 犬の登録と狂犬病予防注射について、全戸回覧等により犬を飼養している全世帯に向けた情報発信を行う。
- 狂犬病予防に基づく登録と注射を動物愛護センターのドッグラン及びトリミングルームの利用条件とすることで、登録・注射率等の向上を図る。

■ 周辺への迷惑行為防止の徹底

- マナー条例に基づく取組を進め、不適切な動物の取扱いに起因して人に迷惑を及ぼすことを防止するとともに、街の美化の推進や生活環境の保全を図る。

■ 特定動物の飼養者としての管理責任及び法令遵守の徹底

- 特定動物を販売する動物取扱業者に対して、動物取扱責任者研修会等を通じ、動物愛護管理法の規定を指導する。
- 特定動物の飼養者に対して、動物取扱業者と連携し、逸走防止措置や事故防止措置に関する指導を行う。

▼ 動物の遺棄・虐待の防止
(罰則強化の周知、警察や獣医師会との連携)

- 動物愛護センターでは、ペットの飼い方に悩んだ飼い主が安易に遺棄しないように、適切な飼育方法についての講習会の開催や相談に応じる。
- 平成26年1月に京都市、京都府、京都府警察で立ち上げた「動物愛護管理事業推進連絡会」により、動物の虐待や遺棄事案の情報共有や連絡相談体制の強化を図るとともに、また、京都府警察等と連携し、令和元年の改正動物愛護管理法で罰則が強化されたことを周知するなど、遺棄や虐待等を未然に防ぐ。
- 令和元年の改正動物愛護管理法において虐待事案に係る獣医師の通報が義務化されたことを受け、京都市獣医師会とともに虐待事案に対応するための連絡体制について検討する。

〈 独居高齢者対策 〉

飼い主が高齢となられ、入院や介護施設の利用が必要となり、ペットを十分に面倒をみることができずお困りになる事例は高齢化社会が直面する大きな課題であり、家にペットが置き去りになることを防ぐ取組を進めます。

■ 社会福祉施策と連携した 独居高齢者対策の実施

- 飼い主に向けて、一時預かり先等の確保を含め、終生飼養の周知を強化するとともに、介護関係者等への情報提供等、社会福祉関係部署との連携を図る。
- 独り暮らしの高齢者が、ペットを終生飼養するに当たって、どういう支援を必要としているかを把握するため、高齢者、介護関係者等に対するアンケートを行い、またその結果をペットホテルやペットシッター等の民間事業者等に情報提供し、ニーズに合った活用しやすいサービスが提供されるような枠組みを検討する。

V 人にも動物にも心地よいまちをつくりましょう。

〈 動物愛護ボランティア等との協働 〉

動物愛護センターのボランティアスタッフと連携して動物の適正飼養等に係る普及啓発事業を積極的に推進していきます。

また、本市が委嘱する動物愛護推進員に対して、動物愛護に関する情報提供を行い、地域における動物愛護の取組に協力いただくことにより、協働の輪を広げていきます。

▼ 動物愛護センターボラン ティアスタッフとの協働

- ボランティアスタッフと協働で、動物愛護センターの動物舎の清掃や給餌、来所者の案内、普及啓発イベントの企画・実践、機関誌編集、展示コーナー製作、ボランティア元気アップ活動を実施する。

■ 動物愛護推進員を対象にした 研修会の実施

- 京都市まちなこ活動支援事業の取組地域の増加や狂犬病予防注射接種率の向上など、地域における動物愛護の取組を推進するため、動物愛護推進員を対象とした研修会等を定期的に行い、動物愛護に関する情報提供を行い、施策への理解と協力を求める。

■ 動物愛護行政に精通した
職員の育成

- 動物愛護担当者の資質向上のため、国等が開催する各種研修会に積極的に参加させるとともに、本市自らも動物愛護担当者を対象とした研修会等を開催し、担当職員の資質向上を図る。

〈 動物愛護の情報発信及び協働の推進 〉

動物愛護センターでの取組や本市の動物愛護の施策についての情報発信を充実させることにより、市民の皆様には本市の施策等への理解を深めていただき、京都市動物愛護事業推進基金への寄付などによる賛同と協力が得られるよう取り組んでいます。

▼ 動物愛護に係る事業や取組の
配信（ホームページ、SNS等
の活用）

- ホームページやtwitter, facebook, instagramをはじめとしたSNSや広報媒体を積極的に活用し、またボランティア等との協働で、より多くの方に本市の動物愛護施策・動物愛護センターを知っていただくための情報発信を行う。
- 動物愛護センターの認知度等を把握するためのアンケート調査を実施する。

■ 京都市動物愛護事業推進基金
の周知啓発

- 平成24年度に設立した動物愛護事業推進基金を積極的にPRするとともに、民間団体等にも働きかけることにより、寄附金の増加を図り、動物愛護事業を拡充する。

〈 ペットに係る災害時の対策 〉

災害時において、飼い主がペットと一緒に速やかに避難できるよう、避難所におけるペットの受入体制の整備や飼い主への平常時の備えなどについて啓発するとともに、動物愛護センターを拠点とした京都市獣医師会等との連携による被災動物の救護体制を整えます。

■ ペットとの同行避難に向けた
避難所での受入体制の構築

- 災害時に、飼い主がペットを連れて避難できるよう、また、連れてきたペットを巡ってトラブルが生じないよう、各避難所の運営者に対し、ペット受入場所や受入ルールの検討を、防災担当部署と連携し、働きかける。
- 飼い主は平常時から備えを行い、避難所においても周囲に迷惑をかけることなく、ペットを適正に飼養するよう、飼い主の意識向上に向けた啓発を行う。

■ 災害時の放浪動物の保護や、
飼い主に対する飼養継続の支援

- 災害発生時に、動物愛護センターを拠点として、京都市獣医師会や動物愛護団体等と連携し、飼い主とはぐれた動物の保護や、飼い主を支援できる体制を確保する。

■ 京都市獣医師会、動物愛護団体
及び民間団体などの関係団体との
災害時における連携体制の構築

- 京都市獣医師会と連携したペットの健康相談や負傷動物の治療、民間企業等と連携した被災動物への救援物資の配布など、災害時における連携体制の構築を進める。

〈 動物取扱業者の監視指導 〉

ペットショップなどの動物取扱施設に対し、施設基準や動物の飼養管理など法令を適正に遵守するよう監視指導に努めます。

■ 動物取扱業者に対する
監視指導と違反業者に対する
厳正な措置等

- ペットショップなどの動物取扱施設に対し、動物愛護管理法に基づき、立入調査を行い、不適切な事例があった場合には、是正を行うよう指導し、また必要に応じて警察と連携し、厳正に対応する。

■ 動物取扱業者に対する研修会の
実施

- 動物愛護管理法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、動物及び施設の管理を適切に実施させるため、動物取扱責任者を対象とした研修会を実施する。

■ 動物取扱業者への動物の販売時
における購入者への説明責任の
徹底

- 動物取扱責任者研修会等を通じて、動物取扱業者に対して生体販売時における飼い主への終生飼養をはじめ飼養等に関する説明責任の徹底について指導する。

第4章 計画の進行管理

第1節 それぞれの役割

本計画を円滑に推進し、人と動物とが共生できるうるおいのある豊かな社会づくりを進めていくためには、所有者の動物愛護意識の向上に加えて、地域との関係が極めて重要であり、広く市民の理解と協力のもと、関係者がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協働して取組んでいく必要があります。

1 市民の役割

- 動物の飼い主は、関係法令を遵守し、動物の生態、習性、生理に応じて、生涯にわたり適正に飼養する責務を果たすこと。
- 地域社会のルールを遵守し、迷惑をかけない飼い方を心掛けるなど、飼養動物が地域の一員として受け入れられるよう、主体的に行動していくこと。
- 大規模災害に備え、ペットの同行避難についての理解を深め、避難所での受入体制を整えるとともに、飼い主は普段からしつけや必要物品の備蓄を行うこと。
- 動物を飼養していない市民の皆様も、動物愛護思想の高揚に努め、身近な動物や動物の飼養者、動物取扱業者などにも関心を持ち、動物に関わる問題を共有し、動物や動物愛護施策について理解を深め、地域での取組や問題解決など、地域における市民活動に積極的に協力すること。

2 動物取扱業者の役割

- 動物を取り扱うプロとしての自覚を持ち、適切な施設での使用、適正な動物の取扱い等、動物の飼い主の模範となるように努めること。
- 動物飼養者に対して動物の特性、状態、飼育方法などの飼養に必要な情報を提供し、終生飼養に向けての支援をすること。
- 動物愛護管理の発展に寄与すること。

3 関係団体、ボランティア等の役割

- 京都市獣医師会は、市と連携を密にし、専門性を活かした飼い主等への情報提供や災害発生時における動物の保護治療など、本市の動物愛護等に関する施策に協力すること。
- 動物愛護団体やボランティアスタッフは、動物愛護センターPR等の本市が実施する動物愛護管理事業に協力し、動物愛護管理思想の普及を通じて市と連携を密にし、人と動物が共生する社会づくりを共に進めていくこと。

4 市の役割

- 「京都動物愛護憲章」、「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」等に基づく

取組を推進すること。

- 本計画を周知するとともに、各施策の計画的な実施に取り組むこと。
- 関係者相互との連携と調整を図ること。
- 国や関係自治体との連携を図ること。

第2節 計画の進行管理・見直し

本計画の推進に当たっては、毎年度、各事業について事業達成度の評価を行い、その結果については、京都市動物愛護推進会議等で説明し、委員の意見を参考にしながら適切に進行管理を行い、本市のホームページ等でも公表します。

また、国の基本指針の見直しなど、状況の変化を鑑み、策定後おおむね5年で見直すこととします。

なお、京都府計画も同様におおむね5年で見直すこととしています。

京都市の取組⑥ 京都市動物愛護事業推進基金について

- 動物愛護センターの運営や事業の推進に当たって所要の財源を確保するため、平成24年4月2日から「京都市動物愛護事業推進基金」を設け、寄付金を募っています。
- これまでにいただいた寄付金約1億6千万円については、動物愛護センターの整備費のほか、以下の取組の財源として活用しています。
- 動物愛護センターが多くの方に関心を持っていただき、愛着を持っていただける施設となっていくことで、事業拡充のための基金への寄付の協力を求めています。

寄附金の主な使途



適正飼養の啓発や譲渡の促進に向けた取組



動物愛護週間事業などの動物愛護事業の推進に向けた取組



収容動物の適切な飼養管理に向けた取組



子供を対象とした動物愛護教育の推進に向けた取組



ペットの災害対策に向けた取組



詳細は▲

用語集

あ

犬の登録 狂犬病予防に基づき、生後91日齢以上の犬を飼養している飼い主等に義務付けられている市町村への登録をいう。登録はその犬が生きている限り有効であり、飼い主の住所等の変更の際に届け出る必要がある。

か

鑑札 狂犬病予防法に基づく犬の登録をされた際に交付されるプレートで、飼い主には登録した犬に装着する義務がある。

京都方式 犬の譲渡事業推進のために、動物愛護センターの収容犬のうち、かみ癖などの問題行動がある犬について、外部の専門家の監修のもと、職員が犬の行動修正等を行うことを「京都方式」としています。

狂犬病 人と動物の共通感染症の一つで狂犬病ウイルスが原因。すべての哺乳類に感染し、狂犬病に感染した動物にかまれることにより人にも感染する。人も動物も発症するとほぼ100%死亡するが、人では感染後(感染動物にかまれた後)にワクチンを連続して接種することにより発症を防ぐことができる。

個体識別措置 所有者を明示するために、名札やマイクロチップ等の個体を識別するものを犬猫等に装着することを行う。

子猫の一時預り在宅ボランティア 猫の譲渡事業推進のために、動物愛護センターで保護した猫を自宅で一時的に預かり、2箇月齢まで飼育していただくボランティアのことをいう。

さ

殺処分 動物愛護センターで受け入れた犬猫について、やむなく、できるかぎり苦痛を与えずに致死させること(飼養管理中に死亡することも含む)。

なお、基本指針にある殺処分の3分類は以下のとおり。

- ①譲渡することが適切ではない。(治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等)
- ②①以外の処分(譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難)
- ③収容中死亡

産業動物 畜主の経済行為として飼育される動物の総称。牛、豚、馬、羊、山羊、鶏等をいう。

実験動物 医療技術、薬品、化粧品や食品添加物の他、あらゆる物質の安全性や有効性、危険性を研究するために育成、繁殖、生産される動物。マウス、ラット、モルモット、ハムスター、ウサギ等が利用される。

終生飼養 動物をその寿命が尽きるまで、適正に飼養することをいう。

譲渡 動物愛護センターで受け入れた犬猫を新しい飼い主へ譲り渡すことをいう。

た

注射済票 狂犬病予防注射を受けた犬の飼い主に交付されるもので、飼い主は狂犬病予防注射を受けた犬に装着する義務がある。

同行避難 災害時に飼い主が飼っているペットと一緒に避難することをいう。

また、避難所で飼い主とペットが同じ部屋で暮らすことを「同伴避難」といい、飼い主・ペットにとっては理想の避難方法ではあるが、避難所の規模の問題に加え、衛生面や他の避難者のアレルギーといった課題があるため、本市では避難所の管理者に「同行避難」の体制を整えていただくよう働きかけている。

動物取扱業 動物の販売、保管等を業として行うことをいう。動物愛護管理法の規定により、本業を営業する場合は、第一種動物取扱業は知事(政令指定都市にあっては市長)の登録を受けなければ営業することができず、本業を非営利活動とする場合は、第二種動物取扱業は知事(政令指定都市にあっては市長)に届け出なければならない。

動物愛護推進員 動物愛護管理法に基づき、地域における動物愛護の推進を図るために本市から委嘱を受けた者をいう。

動物取扱責任者 動物愛護管理法に基づき、第一種動物取扱業の施設ごとに動物取扱業務を適正に実施するために設置することが義務付けられている。常勤かつ専属職員の中から一定の資格要件を満たした者が選任される。

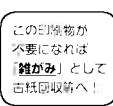
動物愛護団体 動物の遺棄・虐待の防止や適正飼養に係る普及啓発等を推進する団体で、日本動物愛護協会、日本動物福祉協会、日本愛玩動物協会等の公益団体のほか、大小様々な任意団体やNPO法人がある。

特定動物 ライオン、トラ、ニホンザル、マムシなど、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物であり、動物愛護管理法で、飼養又は保管を行おうとする者は、事前に知事(政令指定都市にあっては市長)の許可を受ける必要がある。

ま

マイクロチップ 直径2mm×長さ8mm～12mmの円筒形の生体ガラスで覆われた電子標識器具。中に15桁の数字が書き込まれたICチップが入っている。動物の皮下に注入し、専用の読み取り機(リーダー)でそのデータを読み取り、登録データと照合することにより、速やかにその所有者を特定することができる。

門標 犬を飼っていることを示すために、家の入口など外から見えるところに貼るもの。



京都市

動物愛護行動計画

みやこ

京・どうぶつ共生プラン〈概要版〉

第二期 2021～2030

2021年(令和3年)3月 策定

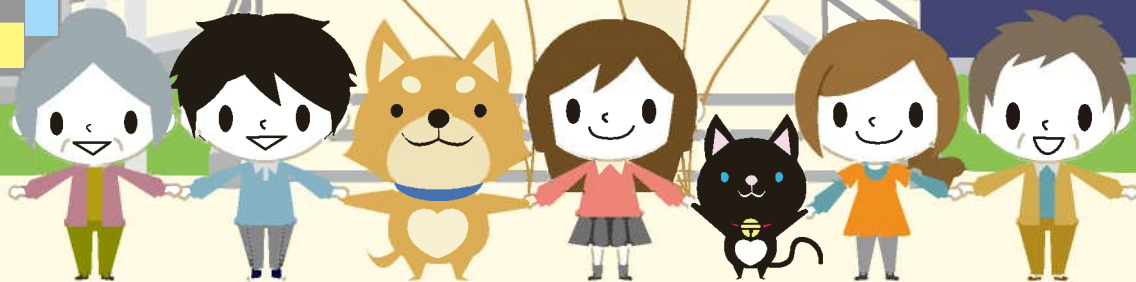
動物を
思いやり
しましょう。

動物のことを
学びましょう。

動物との
正しい関わりを
考えましょう。

動物との
絆を最後まで
大切に
しましょう。

人にも動物にも
心地よいまちを
つくりましょう。



きょう
京ちゃん

みやこ
都ちゃん

「京都動物愛護センター」マスコットキャラクター



京都市
CITY OF KYOTO

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

3

すべての人に
健康と福祉を



17

パートナーシップで
目標を達成しよう



京都市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

本市では平成21年度に京都市動物愛護行動計画を策定し、野良猫対策や収容動物の削減、譲渡事業の拡充など様々な取組を進めてきたところであり、平成26年には、京都府と協働で「京都動物愛護憲章」を制定、平成27年には「京都動物愛護センター」を設置するなど、先進的に取り組んできました。

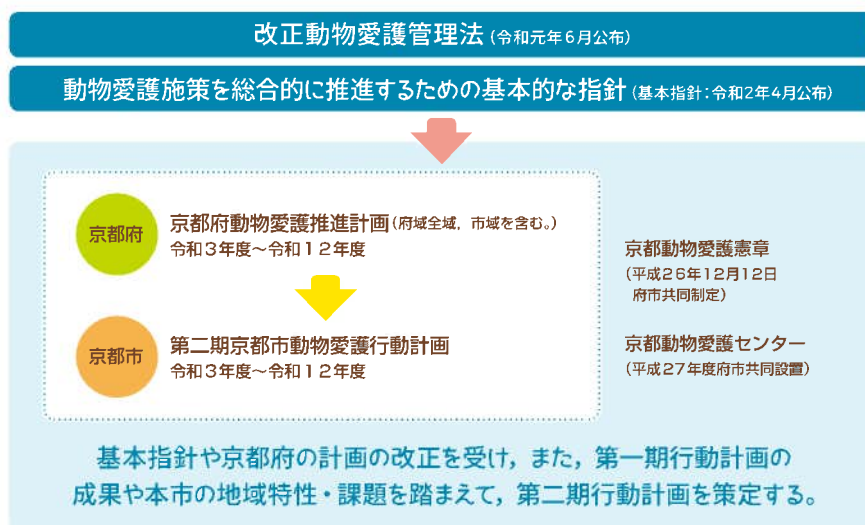
この度、これまでの取組を検証するとともに、新たな課題にも対応していくために、第二期「京都市動物愛護行動計画」を策定します。

01 計画策定の趣旨

(1) 計画の位置付け

- ア 「動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動物愛護管理法」という。）」においては、飼い主の責務規定、動物取扱業者や特定動物の規制などが設けられており、また、こうした施策を総合的に推進していくための基本的な指針（以下、「基本指針」という。）が環境省から示されています。

この基本指針に即して、京都府では、市域も対象とした「京都府動物愛護推進計画」を策定しています。



- イ 本市では、「京都動物愛護憲章」や「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例（以下、「マナー条例」という。）」の制定など、人と動物とが共生できるうるおいのある豊かな社会の実現に向けた取組を進めていますが、さらに、動物愛護センターにおいて府市協働で取り組む事業や本市の地域特性を考慮し、市域において重点的に取り組むべき事業を推進していくにあたり、「京都市動物愛護行動計画」（以下、「行動計画」という。）を別途策定し、実施主体である市民、事業者、関係団体、ボランティア、京都市が協働し、動物愛護事業の一層の推進を図っています。

(2) 京都市の地域特性

- ア 本市の市街地域では町屋等の昔ながらの家屋も多く、住宅も密集していることから、ペットの不適切な飼養による鳴き声や臭い又は無責任な給餌等に起因する野良猫のふん尿の被害等により、住民の間で感情的な対立が誘発されやすい環境と言えます。
- イ 帰宅困難者対策や避難所の確保など災害対策においても、他の政令市と同様に大都市特有の課題を抱えており、ペット同行避難や飼い主の平常時からの備えなど、早急なペットの災害対策の体制構築や啓発が強く求められています。
- ウ 京都府域においては、ペットショップ等の動物取扱業施設が本市に集中しているため、動物取扱業者に対する飼養管理状況についての監視指導の強化を図ることはもとより、適正飼養・終生飼養の徹底を、動物を販売等する業者を通じて飼い主に対して啓発していくことが重要です。

(3) 第二期行動計画の基本的な考え方

ア 計画理念の継承

「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」の実現に向けて、市民一人ひとりがそれぞれの立場から動物愛護のあり方について自ら考え、積極的に行動するという動物愛護憲章を、より多くの市民に啓発し、浸透させていくことが動物の愛護及び管理の考え方を社会的規範として定着させていくことにつながることから、第二期行動計画においても憲章の理念を計画の柱として継承していくこととします。

イ ペットの動物愛護にフォーカスした計画

市内には家畜などの産業動物を飼養する施設や実験動物を保有するような大規模な施設等は少ないため、産業動物や実験動物について市域に特化した取組を展開するのではなく、また、広域対応が必要な動物由来感染症対策についても府計画により取組を推進していくこととし、本市の第二期行動計画においては、ペット動物の動物愛護に係る取組にフォーカスします。

ウ 新たな指標値の設定

これまでの取組の実績や基本指針の趣旨を踏まえ、計画の進捗を図る指標値を設定することによって、本市の施策の一層の推進を図ります。

エ 計画期間

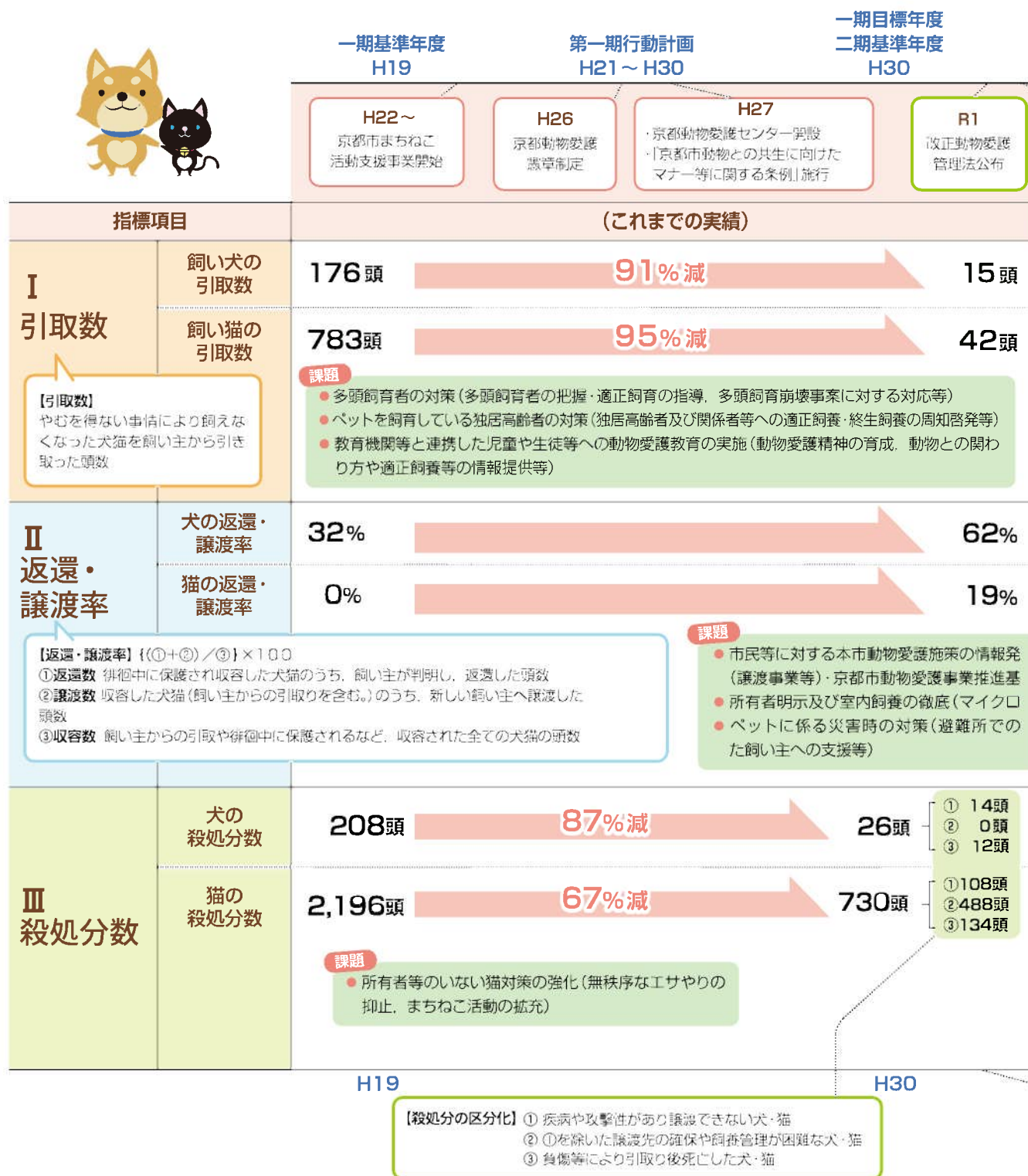
令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間とします。

計画期間は府計画と合わせることで、策定から5年後を目途に計画の見直しを行います。

02 本市における動物愛護管理の現状と課題等，新たな

(1) これまでの取組の実績と課題

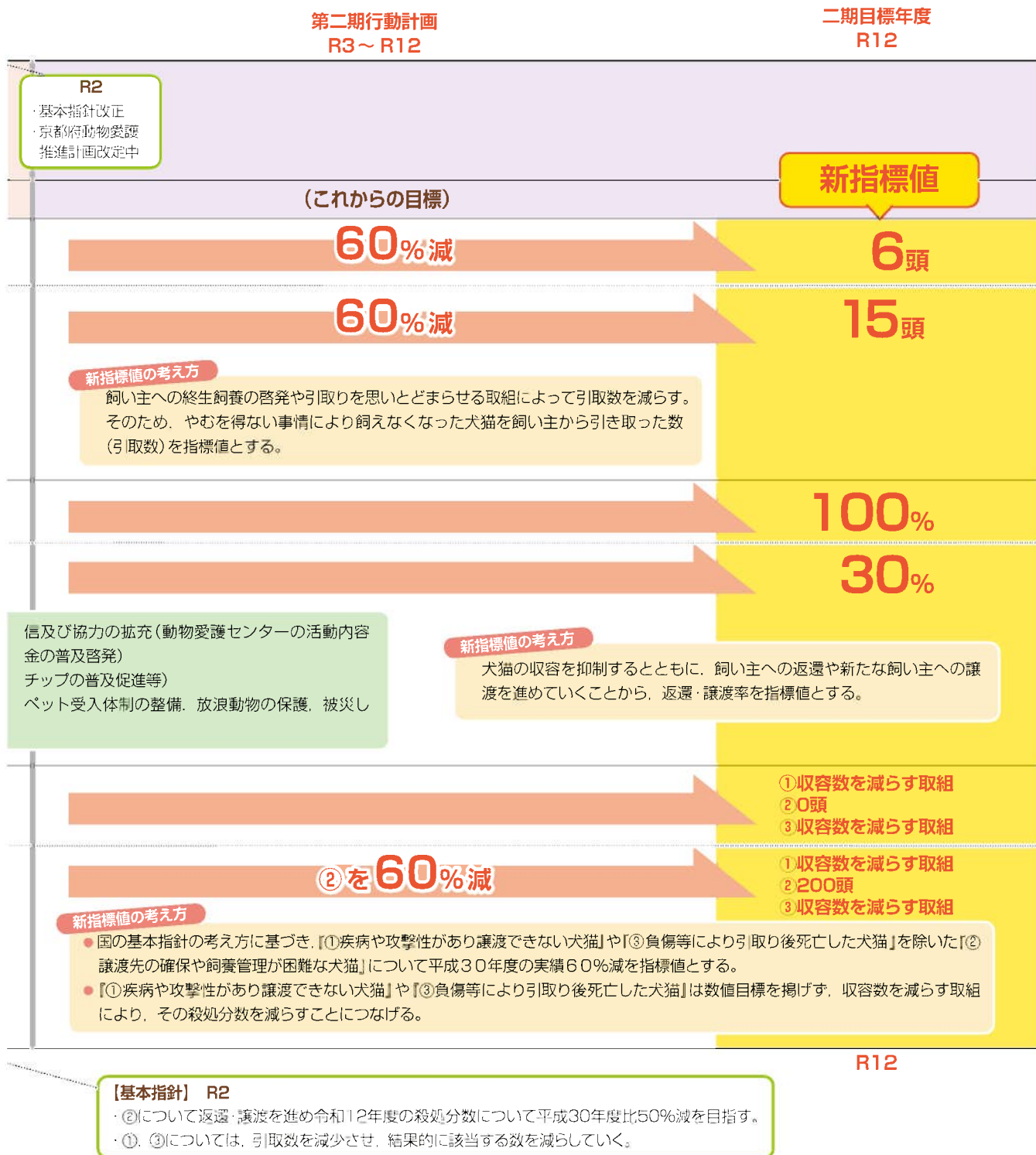
行動計画では，動物愛護センターの運営に係る以下の事項を指標項目として，その目標達成に向けて様々な取組を進めてきました。第一期行動計画に基づく，平成19年度から平成30年度までの10年間の実績と課題は以下のとおりです。



指標の設定について

(2) 新たな指標値の設定

これまでの実績や国が示す基本指針の趣旨を踏まえて、令和3年度からの第二期行動計画では新たな指標値を以下に記載する「新指標値の考え方」に基づき設定します。



03 指標項目と指標値達成に向けた具体的取組

(1) 指標項目と指標値について

第二期行動計画においては、府市協働で実施している動物愛護センターの運営に係る事項を指標項目とし、これまでの第一期行動計画での実績や令和2年4月に国から示された基本指針の趣旨を踏まえて、より高い指標値を設定します。

指標一覧

指標項目	平成30年度 実績	令和12年度 指標値
犬の引取数	15頭  6頭	6頭
猫の引取数	42頭  15頭	15頭
犬の返還・譲渡率	62%	100%
猫の返還・譲渡率	19%	30%
犬の殺処分 数(※)	① 14頭 ② 0頭 ③ 12頭	① (収容数減の取組) ② 0頭 ③ (収容数減の取組)
猫の殺処分 数(※)	① 108頭 ② 488頭  200頭 ③ 134頭	① (収容数減の取組) ② 200頭 ③ (収容数減の取組)

■ 語句の定義

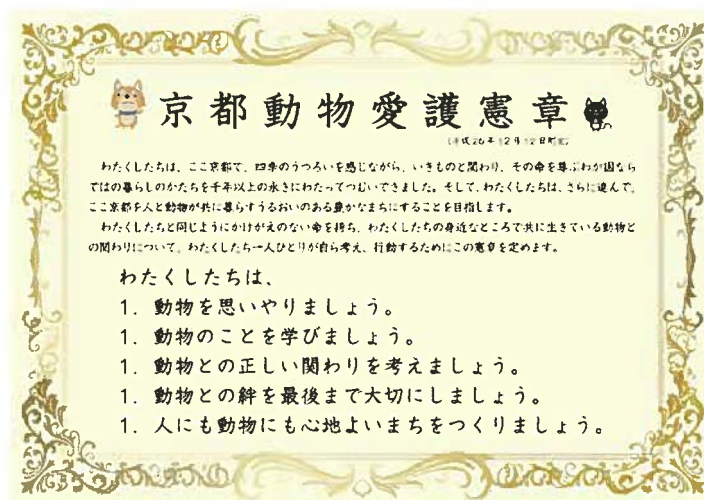
- **引取数**：やむを得ない事情により飼えなくなった犬猫を飼い主から引き取った頭数
- **返還・譲渡率**： $\{((\text{返還数} + \text{譲渡数})) / \text{収容数}\} \times 100$
 返還数：街中で徘徊していたところを動物愛護センター、もしくは市民が保護し、同センターに収容した犬猫のうち、飼い主が判明し、元の飼い主へ返還した頭数
 譲渡数：動物愛護センターで引取り・保護した犬猫のうち新しい飼い主へ譲り渡した頭数
 収容数：動物愛護センターで引取り・保護した犬猫の頭数
- **殺処分数**：動物愛護センターに収容(引取・保護等)された犬猫のうち、返還や譲渡ができず、やむなく、できるかぎり苦痛を与えずに致死させた犬猫の頭数(飼養管理中に死亡したものを含む。)

(※) 基本指針にある殺処分の3分類

- ① 譲渡することが適切ではない。(治療の見込みがない病気や攻撃性がある等)
- ② ①以外の処分(譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難)
- ③ 引取後の死亡

(2) 指標達成に向けた具体的な取組

「京都動物愛護憲章」に掲げる5つの理念を行動計画の核とし、それぞれについて府市協働で、あるいは、地域特性を踏まえて本市独自で、しっかりと取り組んでいきます。



▼府市協働

■市単独

NEW 新規事業

POWER UP 強化事業

I 動物のことを思いやりましょう。

〈 収容動物の返還、譲渡の推進 〉

NEW

▼ 民間団体等と連携した譲渡事業の推進

▼ 京都動物愛護センターからの収容動物に関する情報発信 (ホームページ、SNS等の活用)

▼ マイクロチップ装着の普及促進 (所有者等の明示の推進)

▼ 子猫の一時預り在宅ボランティア制度の充実

▼ 府市連携による広域譲渡事業の実施

▼ 「京都方式」による犬の譲渡の推進

▼ 京都夜間動物救急センターにおける 獣医師会との連携

- より一層譲渡事業を推進していくため、ボランティア、京都市獣医師会及び民間団体等と連携し、動物愛護センターに収容されている動物のPRを強化します。

- 動物愛護センターの収容犬のうち、かみ癖などの問題行動がある犬については、外部の専門家の監修のもと、職員が犬の行動修正等を行う「京都方式」によって、譲渡適性の獲得に努めています。
- 譲渡した犬猫が、新しい飼養環境に馴染めずに問題行動を起こすこともあるため、譲渡後に相談会を開催するなど飼い主への支援を行います。

Ⅱ 動物のことを学びましょう。

〈 教育機関等との連携による動物愛護教育の実施 〉

POWER
UP

- ▼ 動物愛護副読本を活用した子ども向け・動物愛護教育の実施

- 命を尊ぶ心や動物との関わり方を子どもたちに伝えるために「京都動物愛護憲章」をもとに作成した幼児及び小学校低学年向けの動物愛護副読本「いきものとなかよし」について、教育現場の意見等を聞き、教材としてより活用しやすい内容となるよう改訂します。またその活用状況についても把握していきます。

POWER
UP

- ▼ 学校教育現場における出前講座の実施

- ▼ ワーキングドッグ等の人間社会に必要とされる動物の普及啓発
- ▼ 動物園と連携した動物愛護精神の普及啓発

- 幅広い年代の子どもたちに対して、動物愛護センターで保護した犬猫の現状（殺処分の実績等）を伝えていくため、小学校高学年や中学生等に向けた教材を研究し、出前講座を実施します。

Ⅲ 動物との正しい関わりを考えましょう。

〈 所有者等のいない猫（いわゆる野良猫）対策の推進 〉

POWER
UP

- 京都市まちなこ活動支援事業の推進
- 野良猫への不適切な餌やり行為防止に向けた取組

- 野良猫の無秩序な繁殖を抑制し、ふん尿等の被害の拡大を防止することにより、猫と共生できる社会の実現を目的とした「まちなこ活動支援事業」について、ホームページ等で事業の周知を図るとともに、野良猫で困っている地域にお住まいの方等に対して、本事業を紹介し、登録地域の拡大に努めます。
- 地域の合意が得られないことで本事業の登録ができないという事態を解消するために、地域との合意形成に係る活動者への支援の充実を検討します。
- より多くの頭数のまちなこを避妊去勢手術でできるようにするため、強化期間を設けます。

〈 多頭飼育崩壊対策 〉

NEW

■ 社会福祉施策と連携した多頭飼育対策の実施

■ 無秩序な犬猫の繁殖を抑制するための避妊去勢手術の推進

- 環境省が策定する「社会福祉施策と連携した多頭飼育対策に関するガイドライン」を踏まえ、関係部署との連携を強化するとともに、地域の介護関係者等への研修の実施等により、多頭飼育対策についての情報や課題の共有を図ります。

Ⅳ 動物との絆を最後まで大切にしましょう。

〈 飼い主責任の徹底 〉

POWER UP

▼ 終生・適正飼養に関する啓発

▼ 「犬・猫と楽しく暮らすための教室」、「飼う前に考えよう講座」等の定期的な開催

■ 咬傷事故の未然の防止の徹底

■ 犬の登録・狂犬病予防注射接種の徹底

■ 周辺への迷惑行為防止の徹底

■ 特定動物の飼養者としての管理責任及び法令遵守の徹底

▼ 動物の遺棄・虐待の防止（罰則強化の周知、警察や獣医師会との連携）

- 「ウィズコロナ」時代における新しい生活スタイルに対応するために、リモートでも参加できるイベントを開催するなど、ペットを飼っている方も飼っていない方も、身近な動物に関心を持っていただき、動物の命を尊重し、動物の正しい飼い方についての理解を深めていただく取組を進めます。
- 動物愛護センターの屋外ドックランについては、利用者である飼い主と犬の安全や健康を第一に考える必要があるため、熱中症の危険を伴う高温多湿の状況での閉所、あるいは、台風等の発生や新型コロナウイルス等の感染症の拡大などに配慮した利用中止・制限・周知などの措置が柔軟に行えるような運用とします。

〈 独居高齢者対策 〉

NEW

■ 社会福祉施策と連携した独居高齢者対策の実施

- 飼い主に向けて、一時預かり先等の確保を含め、終生飼養の周知を強化するとともに、介護関係者等への情報提供等、社会福祉関係部署との連携を図ります。
- 独り暮らしの高齢者が、ペットを終生飼養するに当たって、どういう支援を必要としているかを把握するため、高齢者、介護関係者等に対するアンケートを行い、またその結果をペットホテルやペットシッター等の民間事業者等に情報提供し、ニーズに合った活用しやすいサービスが提供されるような枠組みを検討します。

V 人にも動物にも心地よいまちをつくりましょう。

〈 動物愛護ボランティア等との協働 〉

- ▼ 動物愛護センターボランティア・スタッフとの協働
- 動物愛護推進員を対象にした研修会の実施
- 動物愛護行政に精通した職員の育成

- ボランティアスタッフと協働で、動物愛護センターの動物舎の清掃や給餌、来所者の案内、普及啓発イベントの企画・実践、機関誌編集、展示コーナー製作、ボランティア元気アップ活動を実施します。

〈 動物愛護の情報発信及び協働の推進 〉

- NEW** ▼ 動物愛護に係る事業や取組の配信（ホームページ、SNS等の活用）

POWER UP

- ホームページやtwitter, facebook, instagramをはじめとしたSNSや広報媒体を積極的に活用し、またボランティア等との協働で、より多くの方に本市の動物愛護施策・動物愛護センターを知っていただくための情報発信を行います。
- 動物愛護センターの認知度等を把握するためのアンケート調査を実施します。

- 京都市動物愛護事業推進基金の周知啓発

- 平成24年度に設立した動物愛護事業推進基金を積極的にPRするとともに、民間団体等にも働きかけることにより、寄附金の増加を図り、動物愛護事業を拡充します。

〈 ペットに係る災害時の対策 〉

- POWER UP** ■ ペット同行避難に向けた避難所での受入体制の構築

- 災害時に、飼い主がペットを連れて避難できるよう、また、連れてきたペットを巡ってトラブルが生じないように、各避難所の運営者に対し、ペット受入場所や受入ルールの検討を、防災担当部署と連携し、働きかけます。
- 飼い主は平常時から備えを行い、避難所においても周囲に迷惑をかけることなく、ペットを適正に飼養するよう、飼い主の意識向上に向けた啓発を行います。

■ 災害時の放浪動物の保護や飼い主に対する飼育継続の支援

■ 京都市獣医師会、動物愛護団体及び民間団体などの関係団体との災害時における連携体制の構築

- 災害発生時に、動物愛護センターを拠点として、京都市獣医師会や動物愛護団体等と連携し、飼い主とはぐれた動物の保護や、飼い主を支援できる体制を確保します。

〈 動物取扱業者の監視指導 〉

■ 動物取扱業者に対する監視指導と違反業者に対する厳正な措置等

■ 動物取扱業者に対する研修会の実施

■ 動物取扱業者への動物の販売時における購入者への説明責任の徹底

- ペットショップなどの動物取扱施設に対し、動物愛護管理法に基づき、立入調査を行い、不適切な事例があった場合には、是正を行うよう指導し、また必要に応じて警察と連携し、厳正に対応します。

04 計画の進行管理・見直し

本計画の推進に当たっては、毎年度、各事業について事業達成度の評価を行い、その結果については、京都市動物愛護推進会議等で説明し、委員の意見を参考にしながら適切に進行管理を行っていきます。また、本市のホームページ等でも公表します。

また、国の基本指針の見直しなど、状況の変化を鑑み、策定後おおむね5年で見直すこととします。



(参考)第一期行動計画に基づいて実施した取組紹介



詳細は
←

京都動物愛護センターの取組

「京都方式」による問題行動の修正

- 平成27年から、譲渡が難しい問題行動のある収容犬に対して、高度なノウハウを持つ外部の専門家による監修の下、職員が収容犬の行動修正等を行い、譲渡の拡大に努めている。



子猫の一時預り在宅ボランティア

- 平成27年度から、保護した猫の譲渡事業を推進するために、産まれて間もない子猫を自宅で一時的に預かり、一般への譲渡が可能となる2箇月齢まで飼育していただくボランティア制度を実施している。



イベント等の開催

- 動物愛護センターでは毎月、「犬の譲渡会」や「しつけ方教室」などのイベント等を開催し、終生飼養や適正飼養等の効果的な啓発を行っている。

ボランティアスタッフ

- 幅広い市民との協働による施設運営を目指し、平成25年度から、ボランティアスタッフを募集し養成している。現在5期から第7期までの110名がボランティアスタッフとして登録(任期3年間)されている。

京都動物愛護
センター SNS



twitter



facebook



instagram

動物愛護教育

きょうとアニラブクラス

- 幼少期、少年期における動物愛護精神の形成を目的として、平成24年度から、小・中学校等に出向き、学年に応じた講座(授業)を実施している。(実績: 合計103校 約7,800名)



副読本の配布

- 動物の命を尊ぶ心や動物との関わり方を子どもたちに伝えるため、平成28年度以降、毎年、副読本を市内の小学校1年生(約11,000名)に配布している。
- 副読本を小さい子どもにも読み聞かせができるよう紙芝居に加工したものを、平成28年度に市内の幼稚園、保育園、児童館に配布した。

京都市動物愛護事業推進基金

- センターを多くの方に愛着を持っていただける施設とするとともに、施設や事業の推進に当たって所要の財源を確保するため、平成24年4月2日から「京都市動物愛護事業推進基金」を設け、寄附金を募っている。
- これまでにいただいた寄附金約1億6千万円については、センターの整備費のほか、本市が実施する動物愛護啓発及び収容動物の譲渡に向けた取組の財源として活用している。

京都市まちなこ活動支援事業

- 周辺住民の理解の下、地域住民が餌やふん尿の管理、周辺美化などの一定のルールに基づき野良猫を適切に飼養管理するとともに、避妊・去勢手術を本市が無料で行うことにより、野良猫の無秩序な増加を防止し、野良猫に一代限りの命を全うさせる「まちなこ活動支援事業」を平成22年度から実施している。
- 令和元年度末までの取組の結果から、屋外で死亡した野良猫の頭数は減少しており(H26: 5,169頭⇒R1: 3,715頭)、活動期間が長いほど野良猫が減った地域の割合が高く、また、1地域当たりの野良猫の減少頭数が多いことが分かり、本市独自の制度による取組の効果が確認されている。

【まちなこ活動期間(年)】

活動年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
猫が減った地域の割合	62%	41%	83%	70%	75%	100%	100%	100%	100%
減った猫の頭数(1地域当たり)	0.69	0.14	1	3	5.1	8.7	13	10.5	4

ペット防災

- 各区、各学区等における防災訓練等の機会をとらえ、ペットの同行避難訓練や避難所設営の実演啓発ブースの設置等を実施している。
- 避難所を運営される地域の方に向けて、ペットの受入方針やルールを検討していくための手法等をまとめた手引書「ペットの避難どうしよう?」を配布し、ペットの受入環境の整備を促すとともに、飼い主に対する普段から災害への備えについて啓発を進めている。
- 平成29年5月に公益社団法人京都市獣医師会と災害時における動物救護活動に関する協定を締結している。



この印刷物が
不要になれば
「雑がみ」として
古紙回収等へ!

